

東京都社会福祉協議会・東京税理士会 主催

社会福祉法人制度改革対応支援研修

平成29年10月27日

無断掲載禁止

1. 社会福祉法人制度改革と専門家による支援について



社会福祉法人制度の改革（主な内容）

○ 公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。

1. 経営組織のガバナンスの強化

- 理事・理事長に対する牽制機能の発揮
- 財務会計に係るチェック体制の整備

- 議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議
(注)小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。
- 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備
- 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備
- 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

2. 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表の公表等について法律上明記

- 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
- 財務諸表、現況報告書(役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。)、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等

3. 財務規律の強化

- ① 適正かつ公正な支出管理の確保
- ② いわゆる内部留保の明確化
- ③ 社会福祉事業等への計画的な再投資

- ① 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等
- ② 純資産から事業継続に必要な財産(※)の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額(「社会福祉充実残額」)を明確化
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に必要な資金 ③必要な運転資金 ④基本金、国庫補助等特別積立金
- ③ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ(①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討) 等

4. 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める

- 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定 ※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

5. 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化
- 国・都道府県・市の連携を推進

- 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ
- 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み(勧告等)に関する規定を整備
- 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等

会計監査人設置義務のない法人における専門家の活用

会計監査人設置義務のない法人における専門家活用方法

- ◆ 社会保障審議会福祉部会報告書(平成27年2月12日)
【会計監査人の設置の義務付けの対象とならない法人に対する対応】(抄)

会計監査人の設置の義務付けとならない法人については、
・公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人による財務会計に係る態勢整備状況の点検等

財務会計に関する内部統制の向上に対する支援の例

- ・法人全般の統制(ガバナンス体制、各種規程・業務手順の整備等)
- ・各種事業の統制(購買、固定資産、資金管理、人件費、収益、在庫管理等の各業務のリスクへの対応手続支援等)
- ・決算の統制(決算・財務報告に関する規程整備、決算業務体制、計算書類等の確定作業等に対する支援等)

第2回社会福祉法人の財務規律の向上に向けた検討会資料 要約抜粋

財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援の例

- ・法人が作成する計算書類等の会計基準との整合性の点検及び改善支援
- ・経理体制の現状把握、効率化等改善に対する支援 等

◆「社会福祉法人の認可について(局長通知)(最終改正 平成28年11月11日)」

6 法人の組織運営に関する情報開示等(抄)

- (1) 会計監査を受けない法人においては、財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援について、法人の事業規模や財務会計に係る事務態勢等に即して、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人(以下、専門家)を活用することが望ましいこと。

なお、法人が会計監査を受けた場合、専門家を活用した場合又は福祉サービス第三者評価事業を受審した場合において、法人が、法第59条の規定による所轄庁への届出と合わせて当該会計監査報告の写し、当該専門家の活用に関する結果報告書の写し又は当該福祉サービス第三者評価事業の受審結果の写しを所轄庁に提出したときは、実地監査(中略)について…、法人の自主性の確保や負担軽減を図ることとして差し支えないこと。

◆「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(局長通知)

無断掲載禁止

目次

1. 社会福祉法人制度改革と専門家による支援について	P.1
第一章 社会福祉法人制度改革のポイント	
1. 社会福祉法改正の背景	P.6
2. 社会福祉法人制度改革施行スケジュール	P.8
3. 経営組織のガバナンス強化について	P.12
4. 運営の透明性について	P.39
5. 財務規律の強化について	P.44
6. 社会福祉充実残額について	P.52
7. 社会福祉充実計画について	P.77
8. 地域における公益的な取組について	P.101
第二章 社会福祉法人への支援の在り方	
1. 行政の関与の在り方について	P.106
2. 事務処理体制の向上支援について	P.130

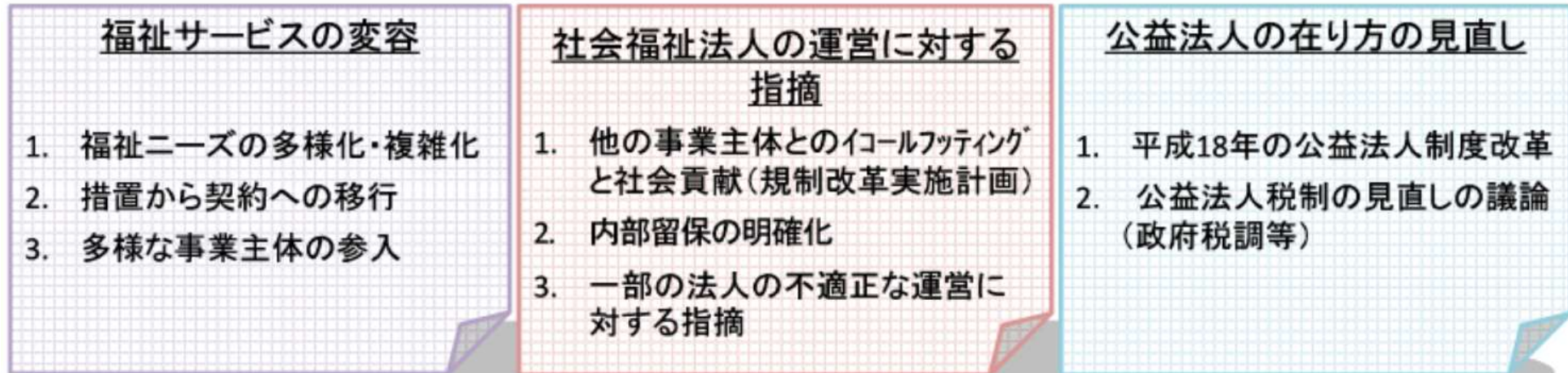
第一章 社会福祉法人制度改革のポイント

無断掲載禁止

1. 社会福祉法改正の背景について



社会福祉法人を取り巻く課題



改革の視点

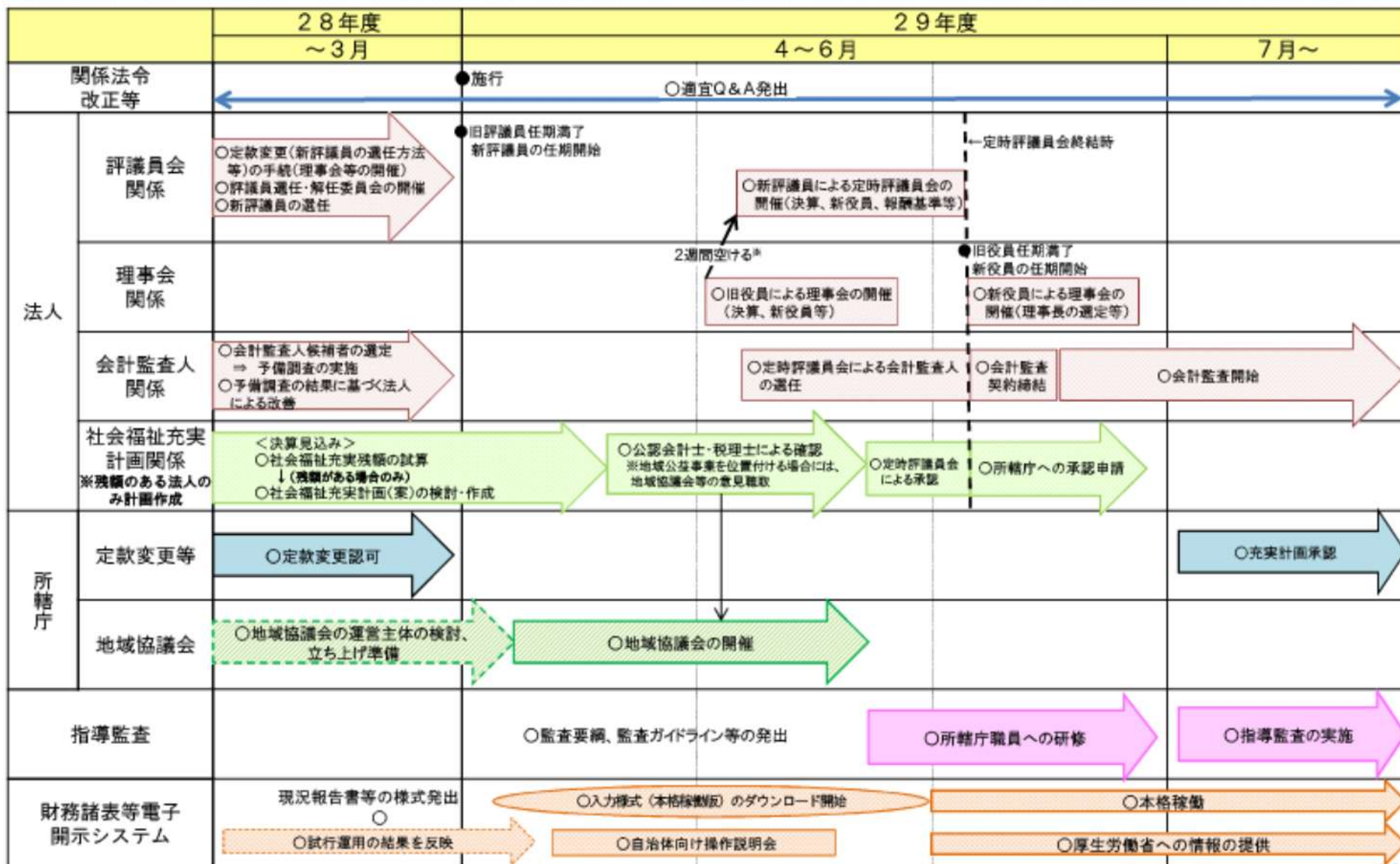
○公益性・非営利性の徹底 ○国民に対する説明責任の履行 ○地域社会への貢献

運営の透明性の確保	経営組織のガバナンスの確保	財務規律の強化
<ol style="list-style-type: none"> ① 財務諸表・現況報告書・役員報酬基準の公表 ② 国・都道府県・市の連携による法人情報の収集・分析・公表 ③ 国による全国的なデータベースの整備 	<ol style="list-style-type: none"> ① 評議員会による理事・理事会に対する牽制機能の発揮 ② 理事・理事会等の権限・義務・責任の明確化 ③ 会計監査人制度の導入 	<ol style="list-style-type: none"> ① 適正かつ公正な支出管理 (役員報酬基準の設定、関係者への利益供与の禁止) ② 再投下可能な財産の明確化 (「社会福祉充実残額」の算出) ③ 再投下可能な財産の計画的再投下 (「社会福祉充実計画」の策定)

2. 社会福祉法人制度改革実施スケジュール



社会福祉法人改革の施行スケジュールについて



※ 計算書類等を定時評議員会の日の2週間前から備え置くことが必要なため、決算承認理事会と定時評議員会は、2週間空けて開催することが必要がある。

現存社会福祉法人の新制度対応
スケジュール

	理事会	評議員会	その他手続き
平成28年 ～12月	【現理事会】 ・定款変更承認 ・定款細則変更承認 ・評議員選任・解任委員会規則承認 ・評議員選任・解任委員会委員選任 ・新評議員候補者承認	【現評議員会】 ・定款変更承認	・定款変更申請、認可取得
平成29年 1～3月	【現理事会】 ・29年度事業計画・予算承認	【現評議員会】 ・新評議員選任報告 ・定款・細則変更報告 ・29年度事業計画・予算審議又は承認	・評議員選任・解任委員会開催、新評議員選任 ・社会福祉充実計画対応検討
4～6月初旬まで	【現理事会】 ・28年度事業報告・決算承認 ・新役員(会計監査人を含む)候補者名簿承認 ・役員等報酬基準案付議 ・社会福祉充実計画案承認 ・現理事長、職務担当理事報告	(4月1日新評議員就任)	・事業報告、計算書類の備置き ・公認会計士等専門家や地域住民の意見を徴しつつ、社会福祉充実計画を検討



	理事会	評議員会	その他手続き
6月中旬まで (決算理事会 より2週間後 以降)	【新役員による理事会】 ・理事長及び業務執行理事 選定（業務執行理事は任 意）	【新評議員による定時評議 員会】 ・28年度事業報告・決算 承認 ・新役員及び(会計監査人)選 任 ・役員等報酬基準案承認 ・社会福祉充実計画承認	
定時評議員会 以降			・財産目録、役員名簿、報 酬支給基準等の備置き ・事業報告、計算書類、財 産目録、役員名簿、報酬支 給基準等の所轄庁届出 ・理事長を登記 ・所轄庁宛社会福祉充実計 画承認申請

3. 経営組織のガバナンス強化について



1. 経営組織の在り方について

○ 社会福祉法人について、一般財団法人・公益財団法人と同等以上の公益性を担保できる経営組織とする。

<改正前>

<改正後>

理事
理事長
理事会

- 理事会による理事・理事長に対する牽制機能が制度化されていない。
- 理事、理事長の役割、権限の範囲が明確でない。
(注)理事会、理事長は通知に規定が置かれている。

- 理事会を業務執行に関する意思決定機関として位置付け、理事・理事長に対する牽制機能を働かせる。
- 理事等の義務と責任を法律上規定。

評議員
評議員会

- 評議員会は、任意設置の諮問機関であり、理事・理事長に対する牽制機能が不十分。
(審議事項)
・定款の変更
・理事・監事の選任 等

- 評議員会を法人運営の基本ルール・体制の決定と事後的な監督を行う機関として位置付け、必置の議決機関とする。
※小規模法人について評議員定数の経過措置
(決議事項)
・定款の変更
・理事・監事・会計監査人の選任、解任
・理事・監事の報酬の決定 等

監事

- 監事の理事・使用人に対する事業報告の要求や財産の調査権限、理事会に対する報告義務等が定められていない。

- 監事の権限、義務(理事会への出席義務、報告義務等)、責任を法律上規定。

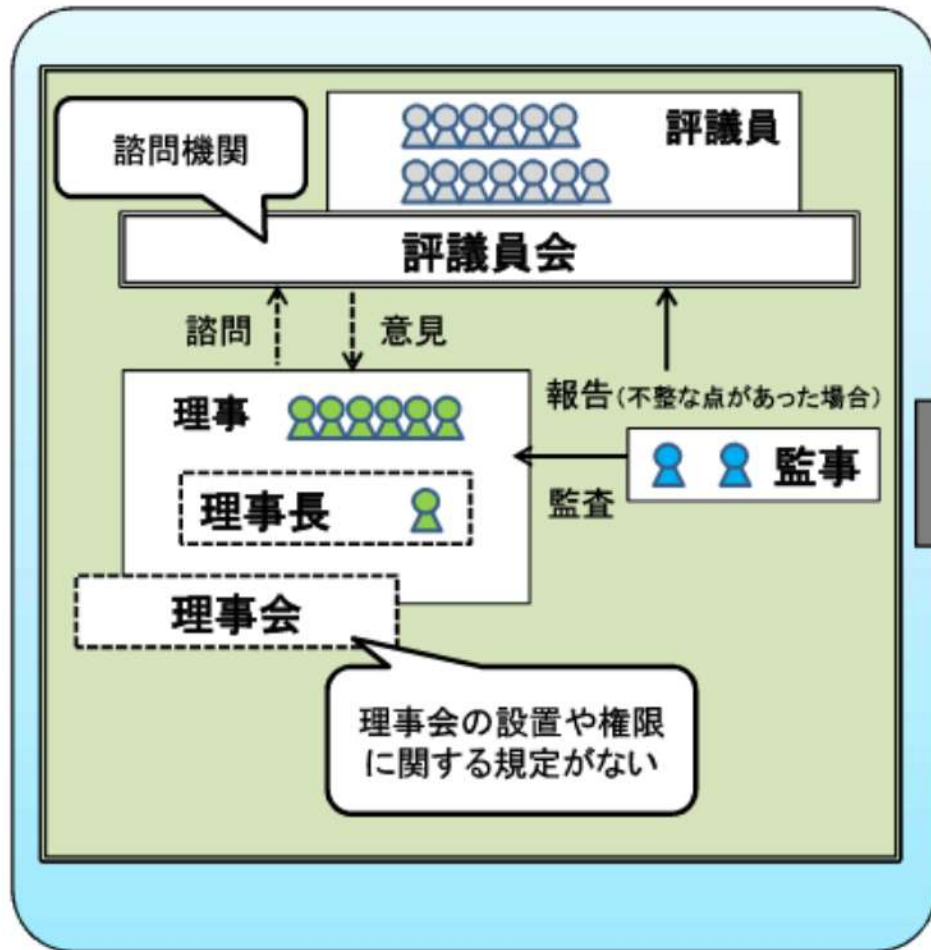
会計
監査人

- 資産額100億円以上若しくは負債額50億円以上又は収支決算額10億円以上の法人は2年に1回、その他の法人は5年に1回の外部監査が望ましいとしている(通知)。

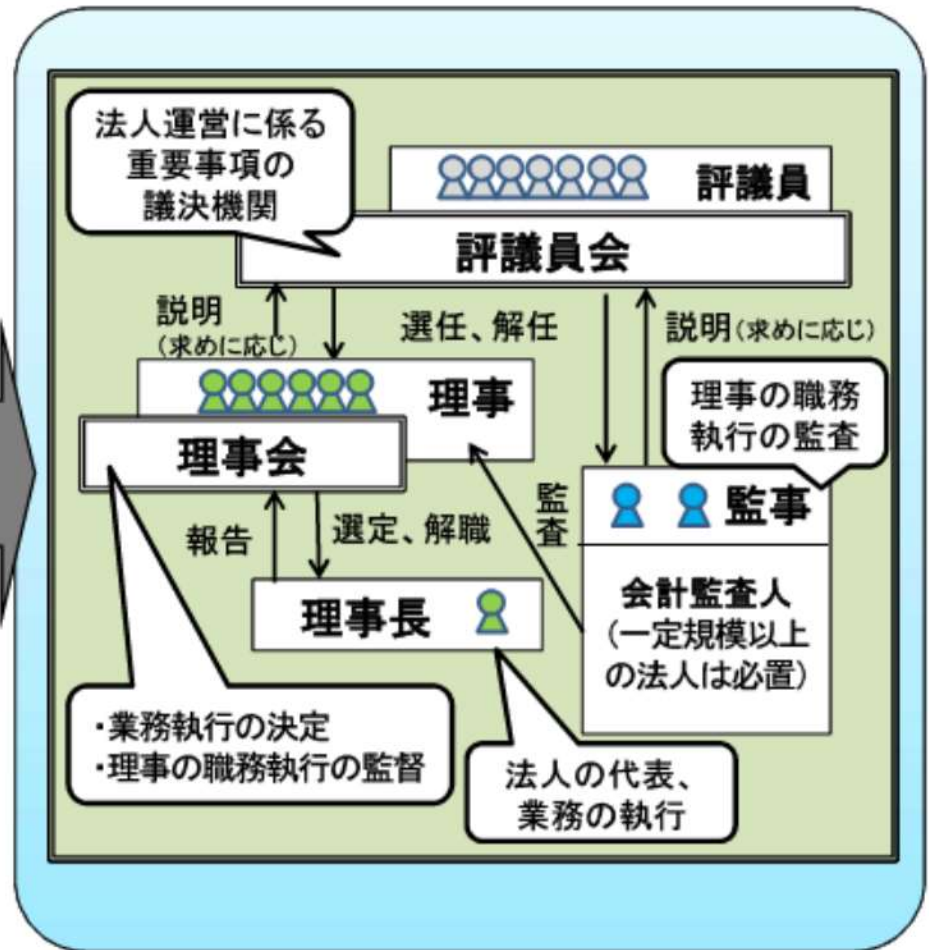
- 一定規模以上の法人への会計監査人による監査の義務付け(法律)。

社会福祉法人の経営組織のガバナンス強化について

現行



改正後



評議員・評議員会の改正のポイント

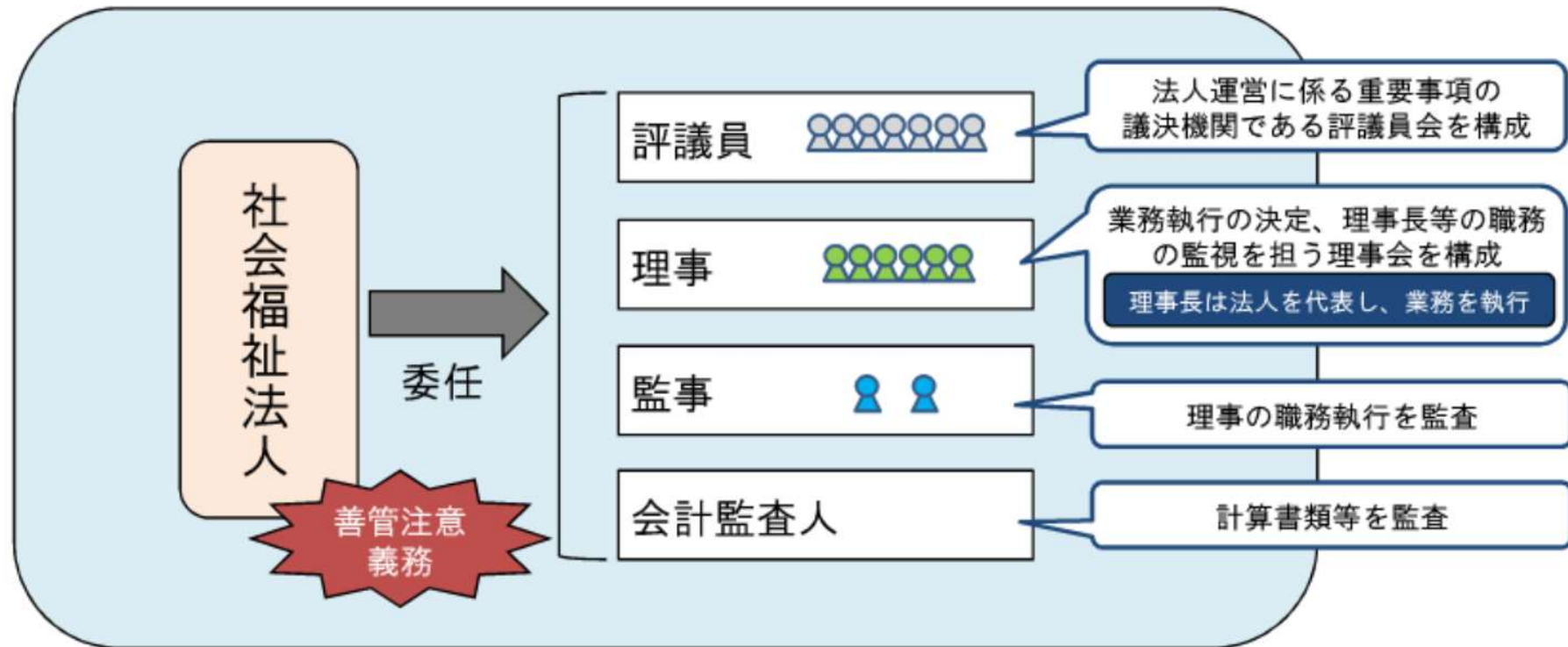
		(現行)	(改正後)
評議員会	位置付け	諮問機関(原則)	法人運営に係る重要事項の議決機関 ・役員の選任、解任 等
	設置義務	任意設置 ※ 通知において、保育所等のみを經營する法人以外には、設置を求めている。	<u>必置</u>
評議員	資格	社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験のある者で、当該法人の趣旨に賛成して協力する者 ※ 地域の代表者を加えるとともに、利用者家族を加えることが望ましい。	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者 ※ 法人において、上記の者として適正な手続により選任されるものであれば、特段の制限はない。
	員数	<u>13名以上</u> (理事の定数(6名以上)の2倍を超える数)	<u>7名以上</u> (理事の員数(6名以上)を超える数) ※ 経過措置の対象法人は、3年間4名以上(平成27年度収益が4億円以下の法人)
	理事との兼務	<u>可能</u>	<u>不可</u>
	親族等特殊関係者の制限	各評議員について、特殊関係に当たる者を一定数に制限(理事と同様)	各評議員・各役員について、特殊関係に当たる者は評議員にはなれない。 ※ 他の同一法人の制限については、社会福祉法人を対象外とするとともに、それ以外の法人は1/3の上限を設ける。
	選任方法	<u>理事会の同意を得て、理事長が委嘱</u>	<u>定款で定める方法(例:評議員選任・解任委員会)によって選任</u> ※ 理事が評議員を選任・解任する旨の定めは法律上認められない。

評議員会・理事会について

	理事会（必置）	評議員会（必置）
位置付け	<p>業務執行の決定機関</p> <p>○以下の職務を行う。（法第45条の13第2項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人の業務執行の決定 ・理事の職務の執行の監督 ・理事長の選定及び解職 	<p>運営に係る重要事項の議決機関</p> <p>○社会福祉法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議することができる。（法第45条の8第2項）</p>
決議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定 ・理事長及び業務執行理事の選定及び解職 ・重要な財産の処分及び譲受け ・多額の借財 ・重要な役割を担う職員の選任及び解任 ・従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止 ・コンプライアンス（法令遵守等）の体制の整備 ※一定規模を超える法人のみ ・競業及び利益相反取引 ・計算書類及び事業報告等の承認 ・理事会による役員、会計監査人の責任の一部免除 ・その他の重要な業務執行の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・理事、監事、会計監査人の選任 ・理事、監事、会計監査人の解任★ ・理事、監事の報酬等の決議 ・理事等の責任の免除（全ての免除（※総評議員の同意が必要）、一部の免除）★ ・役員報酬等基準の承認 ・計算書類の承認 ・定款の変更★ ・解散の決議★ ・合併の承認（吸収合併消滅法人、吸収合併存続法人、法人新設合併）★ ・社会福祉充実計画の承認 ・その他定款で定めた事項 <p>★：法第45条の9第7項の規定により、議決に加わることができる評議員※の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもつて決議を行わなければならない事項 ※ 出席者数ではなく、評議員の全体の数が基準となる。</p>

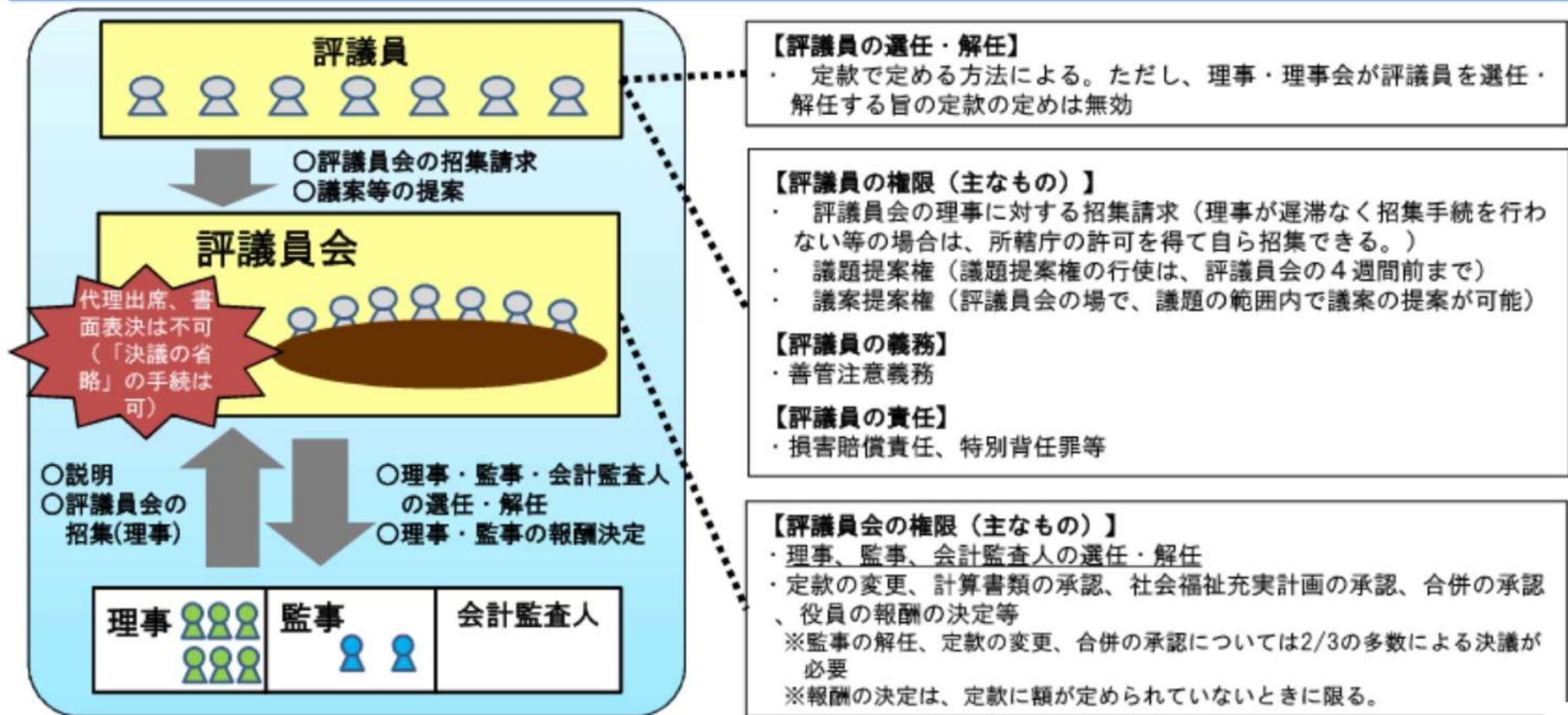
理事、監事、会計監査人、評議員と法人との関係

- 法人とその理事、監事、会計監査人及び評議員は、委任の関係にある。
- 民法の規定により、委任を受けた者（受任者＝理事・監事・会計監査人・評議員）は、「善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務」（＝善管注意義務）を負う。
- このため、理事、監事、会計監査人及び評議員は、常勤・非常勤、報酬の有無にかかわらず、その職責に応じた注意義務をもって職務に当たることが求められる。



評議員・評議員会

- 評議員会は、これまでの諮問機関とは異なり、法人運営の基本ルール・体制を決定するとともに、役員の選任・解任等を通じ、事後的に法人運営を監督する機関として位置付けられることとなる。
- 従来の評議員会に対し諮問されていた業務執行に関する事項についての意思決定は理事会で行うこととなり、評議員会の決議事項は法に規定する事項及び定款で定めた事項に限定される（法第45条の8第2項）。
- なお、法律において評議員会の決議を必要としている事項について、理事、理事会その他の評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、効力を有しない（同条第3項）。



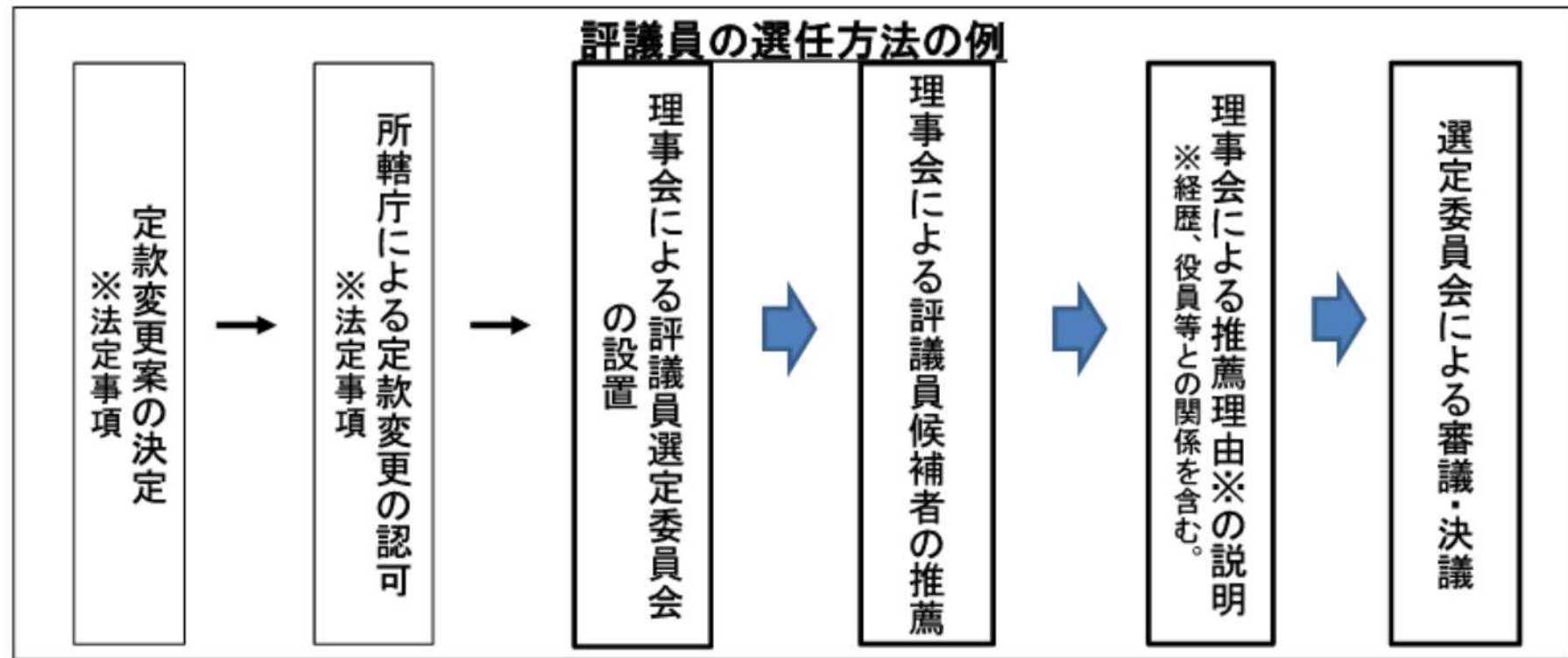
評議員の選任方法（運用）

○ 法人の理念や経営状況を理解した上で中立的な立場から審議できる者を評議員として選任することが重要。こうした視点に立った評議員の選任が可能となる運用とする。

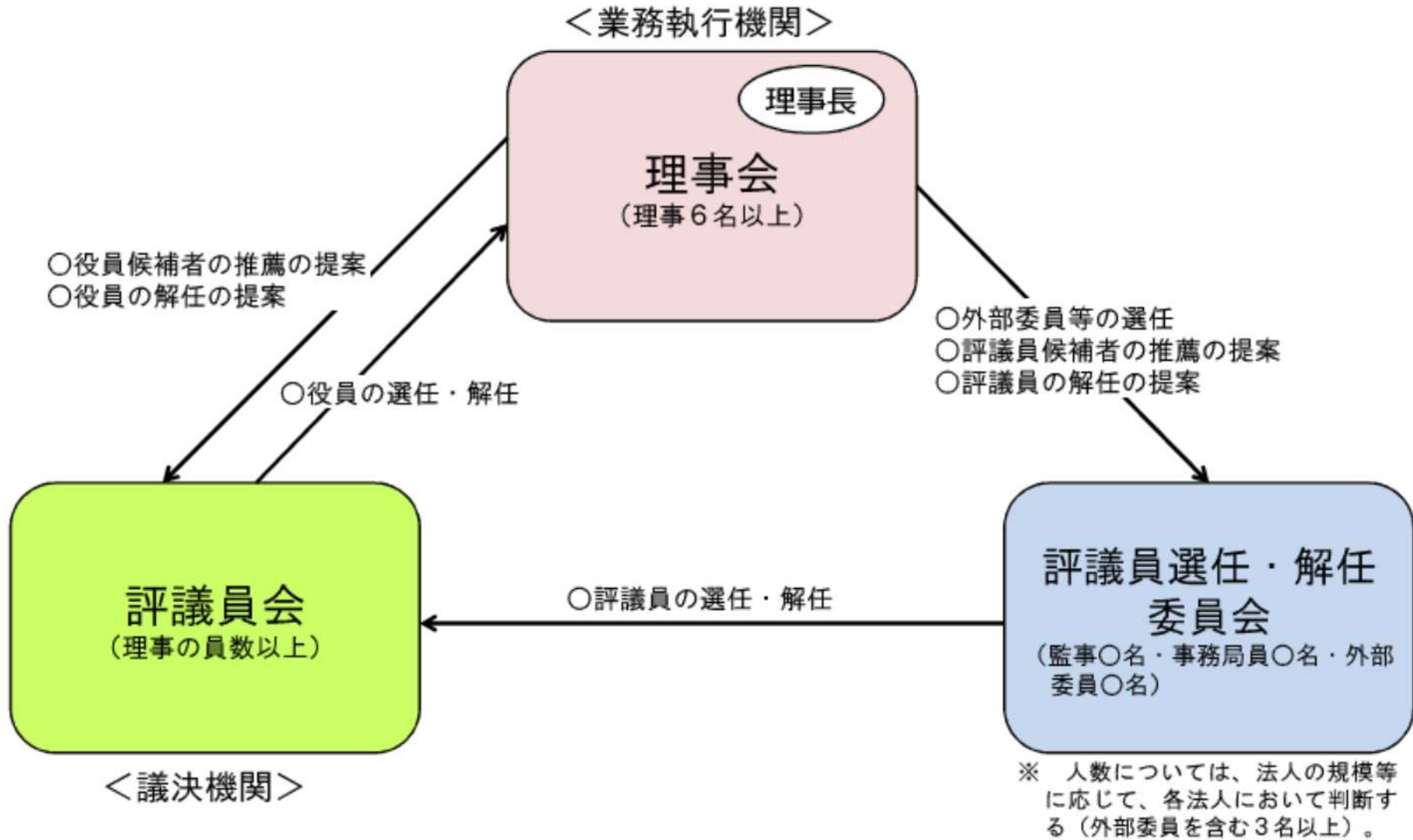
※ 法律上、評議員の選任方法は定款に定め、所轄庁の認可が必要とされている（一般財団法人・公益財団法人と同じ）。

理事が評議員等を選任・解任する旨の定めは法律上認められていないが、それ以外は基本的に社会福祉法人が定めた方式で評議員を選任できる。

・ 一般財団法人・公益財団法人の運用では、評議員は、中立的な選定委員会等の方法により選任されている。

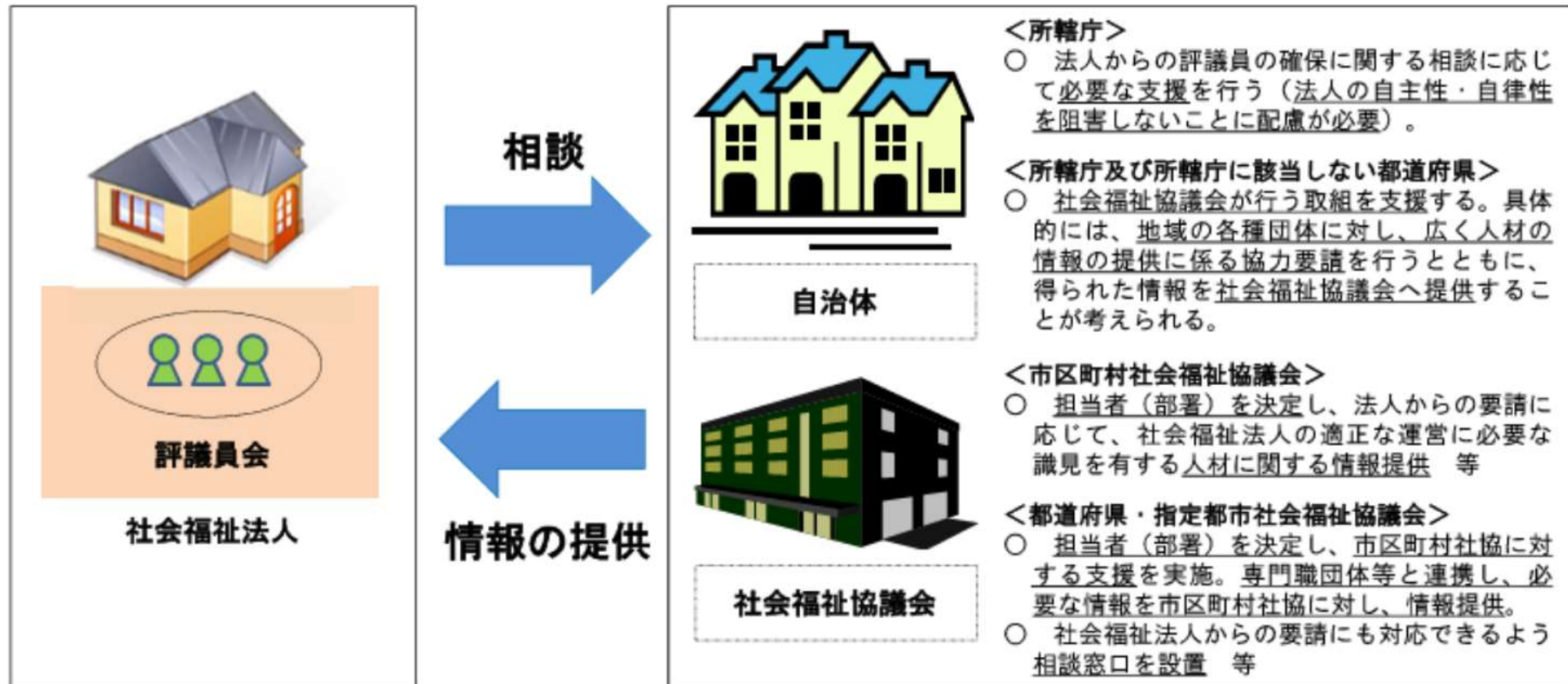


(参考) 評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会の関係



地域における評議員の確保を支援する仕組み

- 社会福祉法人が所在する地域の地方自治体や社会福祉協議会が、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者に関する情報を収集し、評議員の確保が困難な法人の求めに応じて、人材の情報を提供する等の支援を行う。
- 地方自治体が行うべき支援及び社会福祉協議会に期待される取組は以下のとおり。なお、法人において、評議員の確保に取り組んだにもかかわらず、平成29年3月31日までの選任に間に合わなかった場合においては、所轄庁は、以下の取組の一環として評議員の確保のための支援を行うとともに、期限についても柔軟に対応する。



社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者

○ 法律上、評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから選任することとされている。

第39条 評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、定款の定めるところにより、選任する。

○ この識見を有する者については、法人において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続により選任されている限り、制限を受けるものではない。

Q&A

問 当該法人の職員であった者は評議員となることはできるか。

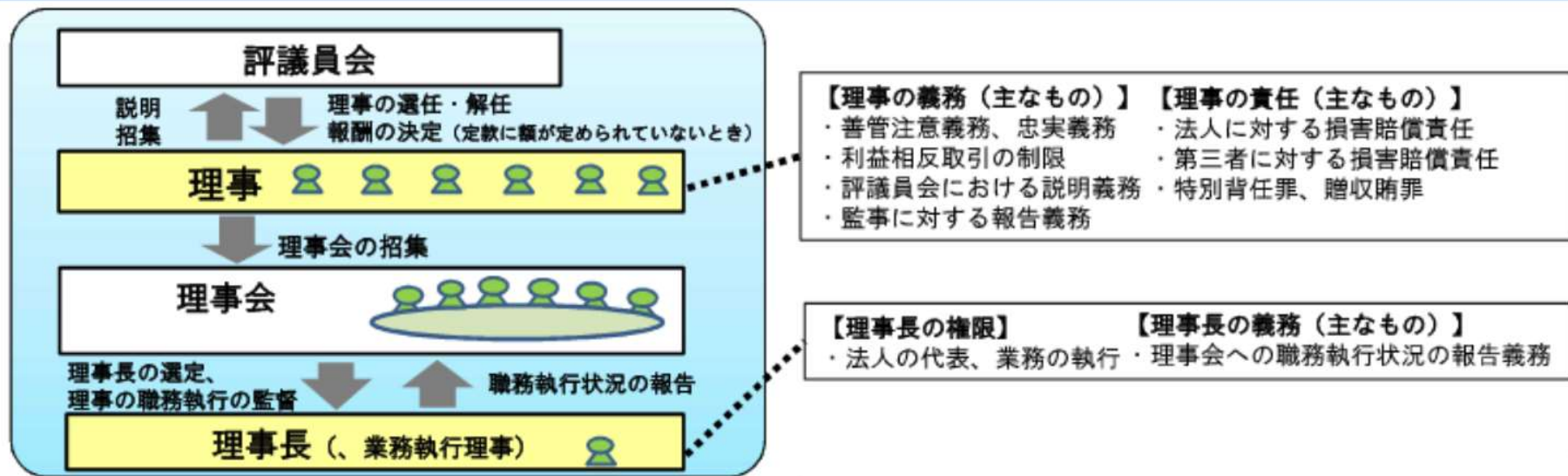
答 可能である。ただし、牽制関係を適正に働かせるため、退職後、少なくとも1年程度経過した者とするのが適当である。

問 当該法人の経営について理解している地域住民は評議員となることができるのか。

答 法人において、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続により選任されているのであれば、評議員となることは可能である。

理事

- ① 理事長の職務及び権限等
- 理事長は、理事会の決定に基づき（法第45条の13第2項第1号）、法人の内部的・対外的な業務執行権限を有する（法第45条の16第2項第1号）。対外的な業務執行をするため、法人の代表権を有する（法第45条の17第1項）。
 - 理事長は、3か月に1回以上（定款で、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上とすることが可能）、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない（法第46条の16第3項）。※業務執行理事も同様
- ② 業務執行理事の職務及び権限等
- 理事長以外にも社会福祉法人の業務を執行する理事として業務執行理事を理事会で選定することができる（法第45条の16第2項）。業務執行理事は、理事長と違い代表権はないため、対外的な業務を執行する権限はない（法第45条の17第2項）。
- ③ ①及び②以外の理事の職務及び権限等
- 理事長及び業務執行理事以外の理事は、理事会における議決権の行使等を通じ、法人の業務執行の意思決定に参画するとともに（法第45条の13第2項第1号）、理事長や他の理事の職務の執行を監督（同項第2号及び第3号）する役割を担うこととなる。



理事会

○理事会の権限等

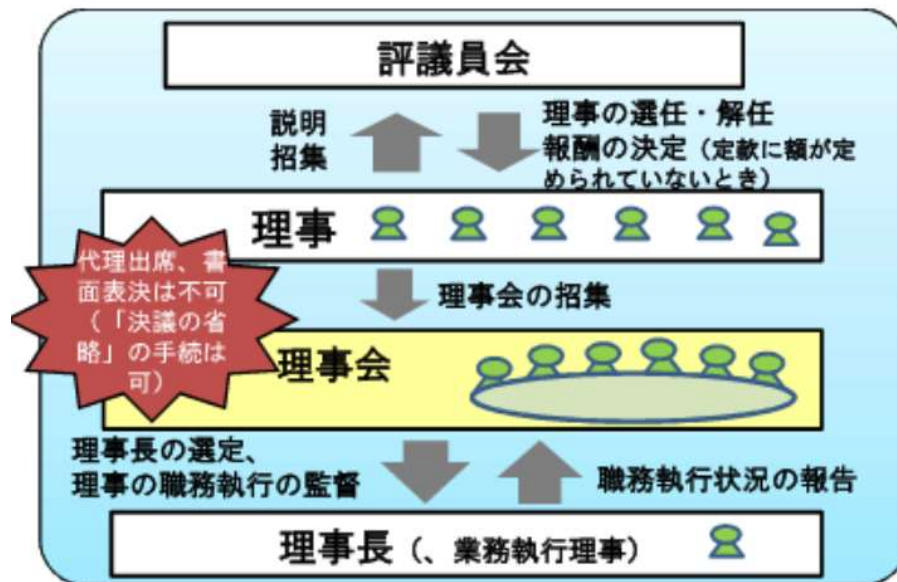
- ・ 理事会は、全ての業務執行の決定や理事の職務執行の監督を行うこととなる。
- ・ 法律又は定款に定める評議員会の決議事項以外の事項については、評議員会に諮る必要はない。

① 理事会の職務

- (ア) 業務執行の決定（法第45条の13第2項第1号）
- (イ) 理事の職務執行の監督（法第45条の13第2項第2号）
- (ウ) 理事長の選定および解職（法第45条の13第2項第3号及び同条第3項）

② 理事に委任することができない事項

- ・ 社会福祉法人においては、重要な財産の処分及び譲り受け等、法第45条の13第4項各号に列挙されている事項についての決定を理事に委任することができないこととしている（同条第4項）。これは、一部の理事による専横や複数の理事が法人の運営を巡って対立し、それぞれ独自に決定するといった混乱した事態が生ずるのを避けるためである。

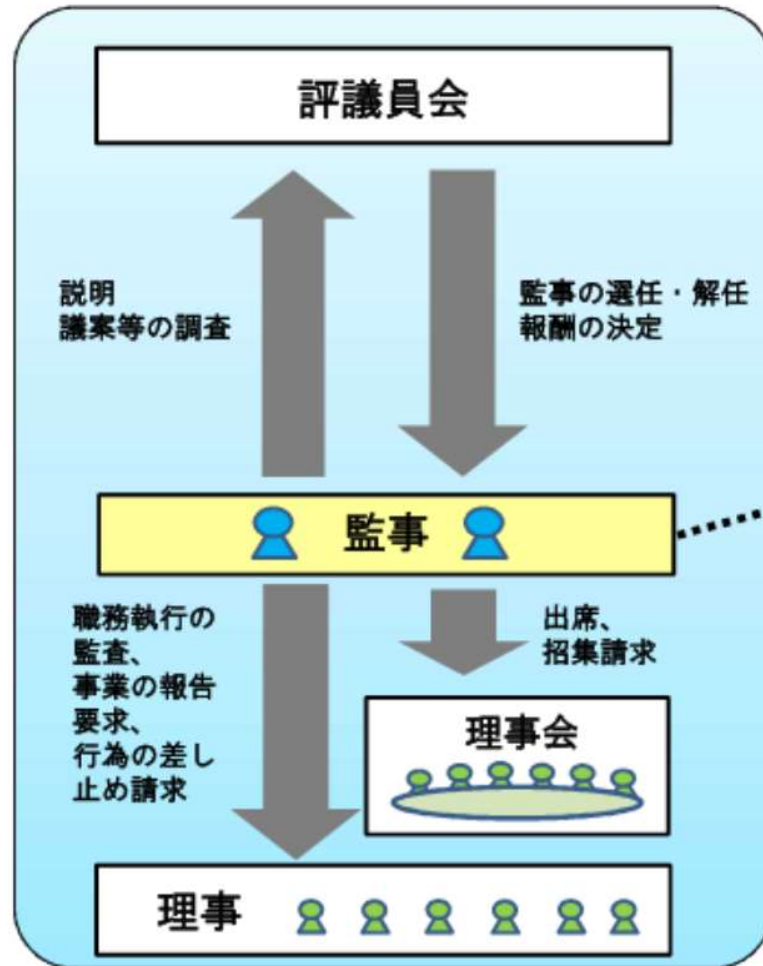


【理事会の権限（主なもの）】

- ・ 法人の業務執行の決定
 - ・ 理事の職務の執行の監督、理事長の選定及び解職
 - ・ 利益相反取引の承認、計算書類・事業報告の承認
- ※ 以下の重要事項の決定は理事に委任できない。
- ① 重要な財産の処分及び譲受け
 - ② 多額の借財
 - ③ 重要な役割を担う職員の選任及び解任
 - ④ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - ⑤ 内部管理体制
 - ⑥ 定款の定めに基づく役員等の責任の免除

監事

- 監事は、理事の職務の執行を監査するために、監事には各種の権限が付与され、また義務が課される。
- 監事が複数いる場合でも、その権限は各監事が独立して行使でき、義務は各監事がそれぞれ負う。



【監事の権限（主なもの）】

- ・ 理事の職務執行の監査、監査報告の作成
- ・ 計算書類等の監査
- ・ 事業の報告要求（理事、職員に対し）、業務・財産の状況調査
- ・ 理事会の招集請求
- ・ 理事の行為の差し止め請求（法人に著しい損害が生ずるおそれがあるとき）
- ・ 会計監査人の解任

【監事の義務（主なもの）】

- ・ 善管注意義務（→理事と同じ）
- ・ 理事会への出席義務
- ・ 理事会への報告義務（理事の不正行為又はそのおそれ、法令・定款違反、著しく不当な事実があるとき）
- ・ 評議員会の議案等の調査・報告義務（報告義務については法令・定款違反又は著しく不当な事項がある場合）
- ・ 評議員会における説明義務（→理事と同じ）

【監事の責任】

- ・ 損害賠償責任、刑事罰等、いずれも理事と同じ。

監事の監査報告について

計算関係書類・財産目録の監査

監事は、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない（改正後社会福祉法施行規則第2条の27及び第2条の40第2項）。

- ・ 監事の監査の方法及びその内容
- ・ 計算関係書類が当該法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
- ・ 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- ・ 追記情報（会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な偶発事象などの事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項）
- ・ 監査報告を作成した日

事業報告等の監査

監事は、事業報告等（事業報告及びその附属明細書）を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない（改正後社会福祉法施行規則第2条の36）。

- ・ 監事の監査の方法及びその内容
- ・ 事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見
- ・ 当該法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実
- ・ 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- ・ 内部管理体制の整備に関する決定又は決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要（監査の範囲に属さないものを除く）がある場合において、当該事項の内容が相当でないとき認めるときは、その旨及びその理由 ※初年度は該当なし。
- ・ 監査報告を作成した日

<監査報告書の様式例>

※ 計算関係書類・財産目録及び事業報告等の監査報告を一本化した場合

監査報告書

平成29年〇月〇日

社会福祉法人〇〇福祉会
理事長 〇〇 〇〇 殿

監事 〇〇 〇〇 〇
監事 〇〇 〇〇 〇

私たち監事は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの平成28年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告等（事業報告及びその附属明細書）について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

① 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

② 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

評議員・理事・監事・会計監査人について①

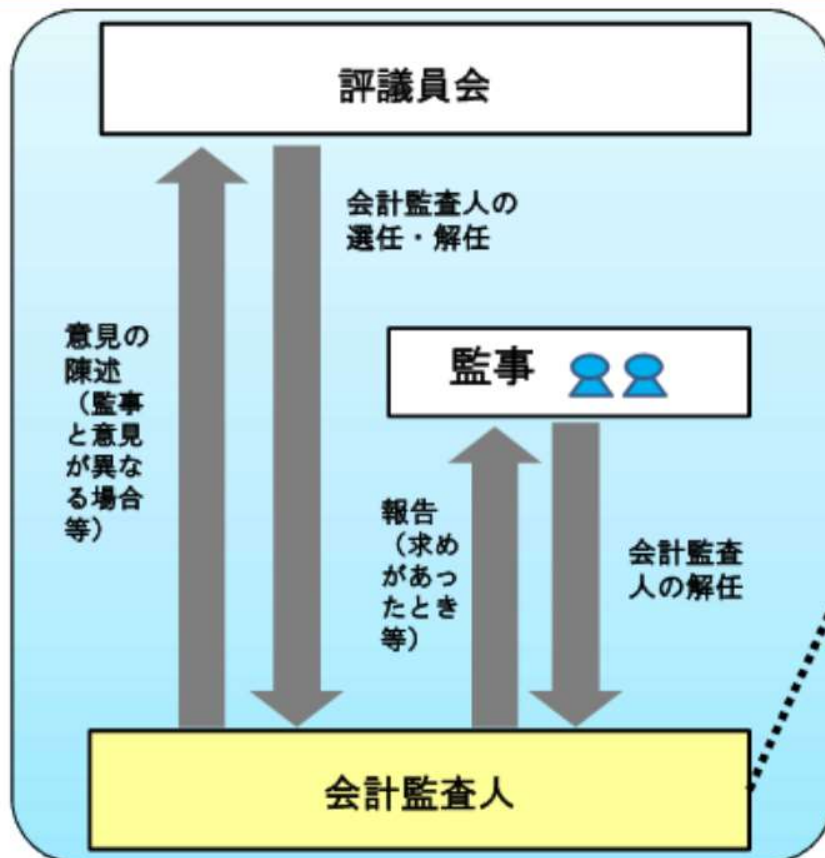
	評議員	理事	監事	会計監査人
員数	理事の員数を超える数（法第40条第3項） ※ 経過措置（平成27年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が4億円を超えない法人は、平成29年4月1日から3年間、4人以上とする。）	6名以上（法第44条第3項）	2名以上（法第44条第3項）	法人に応じて
資格要件	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者（法第39条）	<ul style="list-style-type: none"> 理事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない（法第44条第4項）。 <ol style="list-style-type: none"> 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者（同項第1号） 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者（同項第2号） 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者（同項第3号） 	<ul style="list-style-type: none"> 監事には、次に掲げる者が含まなければならない（法第44条第5項）。 <ol style="list-style-type: none"> 社会福祉事業について識見を有する者（同項第1号） 財務管理について識見を有する者（同項第2号） 	<ul style="list-style-type: none"> 会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならない（法第45条の2第1項）。 公認会計士法の規定により、計算書類について監査することができない者は、会計監査人となることができない（同条第3項）。
選任・解任方法	定款で定める方法 （法第31条第1項第5号） ※ 外部委員が参加する機関の決定に従って行う方法等 ※ 理事又は理事会が評議員を選任・解任する旨の定めは無効（同条第5項）	<ul style="list-style-type: none"> 理事の選任・解任は、<u>評議員会の決議</u>による（法第45条の4第1項） 	<ul style="list-style-type: none"> 監事の選任・解任は、<u>評議員会の決議</u>による（法第45条の4第1項）。 理事による、監事の選任に関する議案の評議員会への提出に対する監事の同意又は請求については、監事の過半数をもって決定する（法第43条第3項において準用する一般法人法第72条）。 	ア 会計監査人の選任 <ul style="list-style-type: none"> 会計監査人は、<u>評議員会の決議</u>によって選任する（法第43条第1項）。 理事が評議員会に提出する、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、<u>監事の過半数</u>をもって決定する（法第43条第3項において準用する一般法人法第73条第1項）。 イ 会計監査人の解任 <ul style="list-style-type: none"> 会計監査人が以下のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該会計監査人を解任することができる（法第45条の4第2項）。 <ol style="list-style-type: none"> 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。 理事が評議員会へ提出する会計監査人の解任に関する議案の内容は、<u>監事の過半数</u>をもって決定する（法第43条第3項において準用する一般法人法第73条第1項）。 監事は、上記①から③のいずれかに該当するときは、監事の全員の同意によって、当該会計監査人を解任することができる（法第45条の5第1項）。この場合、監事の互選によって定めた監事は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない（法第45条の5第3項）。

評議員・理事・監事・会計監査人について②

	評議員	理事	監事	会計監査人
任期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで（法第41条第1項） ・ 定款で「4年」を「6年」まで伸長することが可能（同項ただし書） ・ 定款によって、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を、退任した評議員の任期の満了する時までとするは可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで（法第45条）。 ・ ただし、定款によって、その任期を短縮することも可能である。 ・ また、理事を再任することは差し支えなく、期間的な制限はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで（法第45条）。 ・ ただし、定款によって、その任期を短縮することも可能である。 ・ また、監事を再任することは差し支えなく、期間的な制限はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで（法第45条の3第1項）。 ・ 定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなされる（第45条の3）。
欠員が生じた場合の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成29年4月1日以降、評議員に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、<u>新たに選任された評議員が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有する</u>（法第42条第1項）。 ・ また、評議員に欠員が生じ、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時評議員の職務を行うべき者を選任することができる（法第42条第2項）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成29年4月1日以降、理事に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事は、<u>新たに選任された理事が就任するまで、なお、理事としての権利義務を有する</u>（法第45条の6第1項）。 ・ また、理事に欠員が生じ、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時理事の職務を行うべき者を選任することができる（法第45条の6第1項）。 	理事と同様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計監査人に欠員が生じた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない（法第45条の6第3項）。 ・ なお、<u>法人の責めによらない理由（監査法人の倒産等）により、会計監査人による会計監査報告を所轄庁に届け出ることができない場合においては、所轄庁は届出の猶予等を行うことが必要。</u>

会計監査人

- 会計監査人（公認会計士又は監査法人）は、計算書類等の監査を行う。
- 会計監査人を置く法人では、計算書類等は、理事会の承認を受ける前に、監事と会計監査人による二重の監査を受けることになる。ただし、会計監査人による計算書類等の監査が適正に行われているときは、監事は計算書類等の監査を省略できる。



【会計監査人の権限（主なもの）】

- ・ 計算書類等の監査
- ・ 会計帳簿等の閲覧・謄写、会計に関する報告要求（理事、使用人に対し）
- ・ 定時評議員会における意見の陳述（計算書類の適合性について監事と意見が異なる場合）

【会計監査人の義務（主なもの）】

- ・ 善管注意義務（→理事と同じ）
- ・ 監事への報告義務（理事の不正行為、法令・定款違反の重大な事実を発見したとき、監事からの求めがあったとき）
- ・ 定時評議員会における意見の陳述（会計監査人の出席を求める決議があったとき）

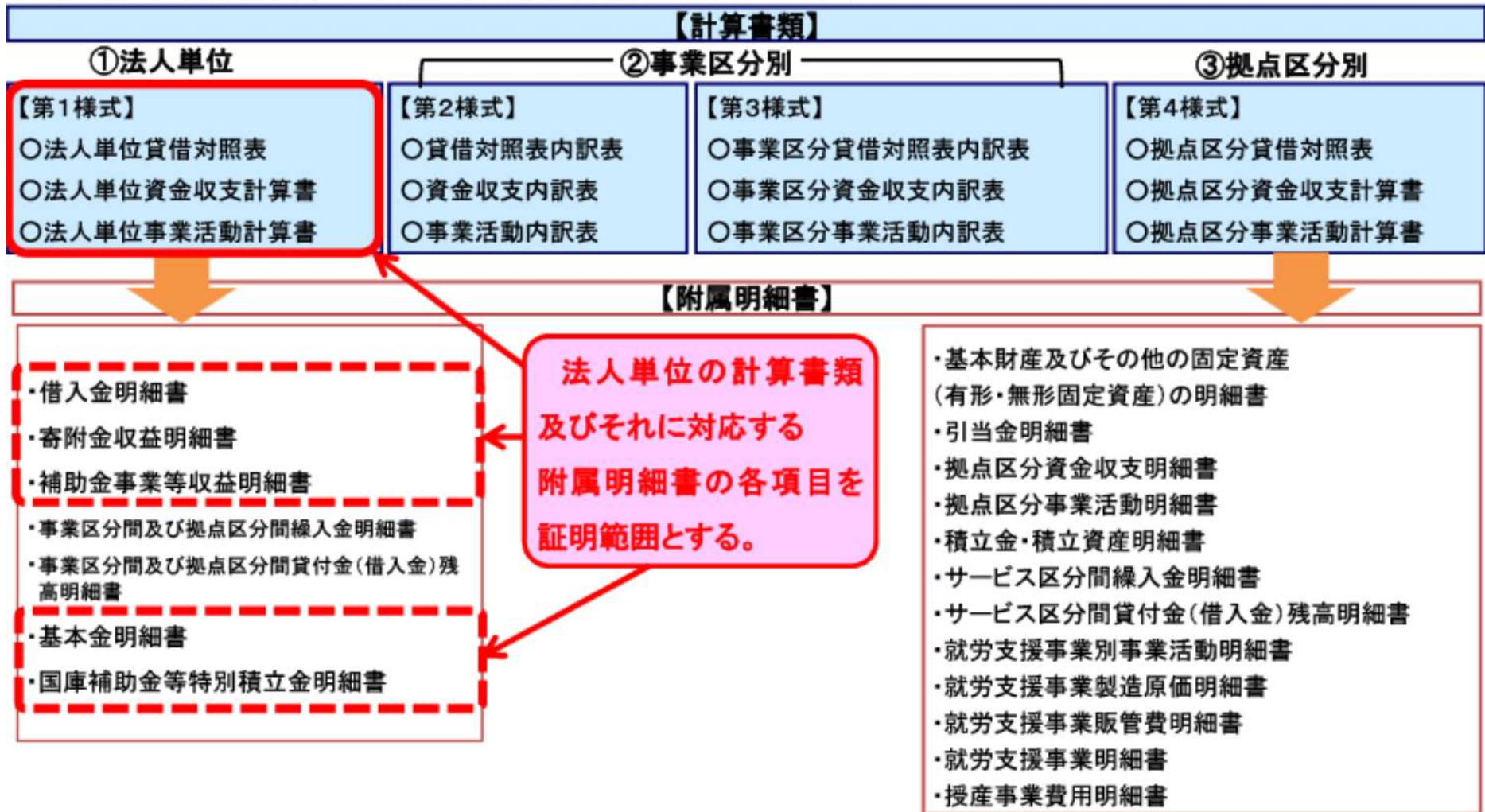
【会計監査人の責任】

- ・ 損害賠償責任については理事と同じ。刑事罰については、贈収賄罪は適用あり。

※ 会計監査人の設置が義務付けられる法人は、前年度の決算における法人単位事業活動計算書（第2号第1様式）中の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益計」が30億円を超える法人又は法人単位貸借対照表（第3号第1様式）中の「負債の部」の「負債の部合計」が60億円を超える法人である（施行令第13条の3）。

会計監査の実施範囲（証明範囲の設定）

(1) 計算書類及び附属明細書に関する証明範囲について



※ 法人単位の計算書類とその附属明細書は拠点区分別の積み上げであることから、拠点区分別の計算書類及びそれらの附属明細書についても留意し、監査手続が実施されることとなるが、社会福祉法人の特性に合わせ、効率的・効果的な監査が行われることに留意すること。

Point

- 不適切な事項の有無及び監査手続の制約の有無により、無限定適正意見、限定付適正意見、不適正意見、意見不表明のいずれかの監査意見が表明されます。
- 適正意見以外の意見が表明される事により、**社会的信用の失墜、行政機関による行政処分**（業務改善命令、業務停止命令、役員解職勧告、解散命令）へつながることも考えられます。

種類	内容
無限定適正意見	一般に公正妥当と認められる企業会計の基準にしたがって、会社の財務状況を「すべての重要な点において適正に表示している」旨を監査報告書に記載する。
限定付適正意見	一部に不適切な事項はあるが、それが財務諸表等全体に対してそれほど重要性がないと考えられる場合に、その不適切な事項を記載して、会社の財務状況は「その事項を除き、すべての重要な点において適正に表示している」と監査報告書に記載する。
不適正意見	不適切な事項が発見され、それが財務諸表等全体に重要な影響を与える場合には、不適正である理由を記載して、会社の財務状況を「適正に表示していない」と監査報告書に記載する。
意見不表明	重要な監査手続が実施できず、結果として十分な監査証拠が入手できない場合で、その影響が財務諸表等に対する意見表明ができないほどに重要と判断した場合には、会社の財務状況を「適正に表示しているかどうかについての意見を表明しない」旨及びその理由を監査報告書に記載する。

会計監査人監査に係るスケジュール例



※年月の記載は例示

社会福祉法人	①複数の会計監査人候補者からの提案書等の入手
社会福祉法人 会計監査人候補者	②会計監査人候補者の選定
社会福祉法人 会計監査人候補者	③予備調査及び改善期間
社会福祉法人	④理事会にて会計監査人の選任にかかる評議員会の議題を決議 平成29年5月～6月
社会福祉法人	⑤定時評議員会にて選任 平成29年5月～6月
社会福祉法人 会計監査人	⑥監査契約締結 平成29年6月～7月

※ 会計監査人の設置義務が課される社会福祉法人については、改正法附則第8条に基づき、施行日(平成29年4月1日)以後最初に招集される定時評議員会において会計監査人を選任することとなり、当該会計監査人は、平成29年度決算について監査することになる。

(別紙)

社会福祉法人〇〇会会計監査人選定基準のイメージ

(基準制定の目的)

第1条 この会計監査人選定基準は、社会福祉法人〇〇会（以下、「法人」という。）が複数
の会計監査人候補者（以下、「候補者」という。）から提案書等を入手した際の候補者選定
の基準を定めるもの。

(選定基準項目)

第2条 次の各号に掲げる事項に対する評価を行うものとする。

- 一 監査の実施体制等に対する評価
 - 二 監査に要する費用に対する評価
 - 三 監査の実績等に対する評価
 - 四 監査の品質管理体制に対する評価
- 2 前項第1号に規定する評価については、次の各号に掲げる項目によるものとする。
- 一 当該法人に対する監査の基本方針及び考え方（着眼点や重点項目）
 - 二 主要な監査手続及び監査要点
 - 三 法人本部及び施設等を監査するチーム体制
 - 四 監査スケジュール
 - 五 監査の責任者及び担当者の経歴及び実務経験等
 - 六 監査の指導的機能に対する考え方
 - 七 監査のサポート体制
 - 八 監事、内部監査担当部門との連携に関する考え方
- 3 第1項第2号に規定する評価については、次の各号に掲げる項目によるものとする。
- 一 監査報酬見積費用総額（見積り及び積算の方法を含む。）
 - 二 監査日程（日数）の大幅な変更が生じたときの処理方法
- 4 第1項第3号に規定する評価については、次の各号に掲げる項目によるものとする。
- 一 監査実績
 - 二 社会福祉法人に対する監査実績、非監査実績（会計指導、経営支援等）
 - 三 公益社団・財団法人、一般社団・財団法人に対する監査実績、非監査実績（会計指導、経営支援等）
 - 四 当該法人が実施している事業と類似の事業を実施している組織の監査実績、非監査実績（会計指導、経営支援等）
- 5 日本公認会計士協会又は公的機関における社会福祉法人制度に関する部会等への
関与実績
- 第1項第4号に規定する評価については、次の各号に掲げる項目によるものとする。
- 一 品質管理体制（日本公認会計士協会の定める監査の品質管理に関する指針等に即した品質管理を行っているかなどを評価）
 - 二 会計監査人候補者に関して公認会計士法に基づき処分がある場合はその内容とこれ
に対して取った措置（過去〇年間）

内部管理体制について

1. 概要

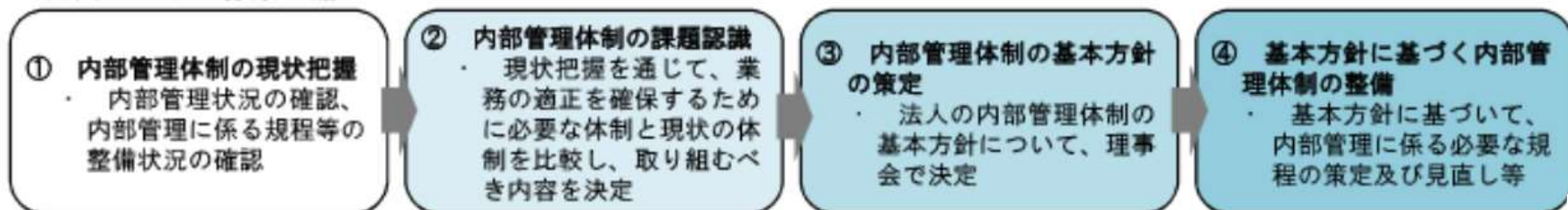
- 一定の事業規模を超える法人は、法人のガバナンスを確保するために、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備（内部管理体制の整備）について、基本方針を理事会において決定し、当該方針に基づいて、規程の策定等を行うこととなる（法第45条の13第4項第5号及び第5項）。

2. 内部管理体制の内容

※ 一定規模については、会計監査人と同様。

- 内部管理体制の内容については、法に規定されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制のほか、以下の内容である（施行規則第2条の16）。
 - ① 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ③ 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ④ 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ⑤ 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
 - ⑥ ⑤の職員の理事からの独立性に関する事項
 - ⑦ 監事の⑤の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ⑧ 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
 - ⑨ ⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ⑩ 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ⑪ その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

<法人における作業の流れ>



社会福祉法人の役員等の兼務について

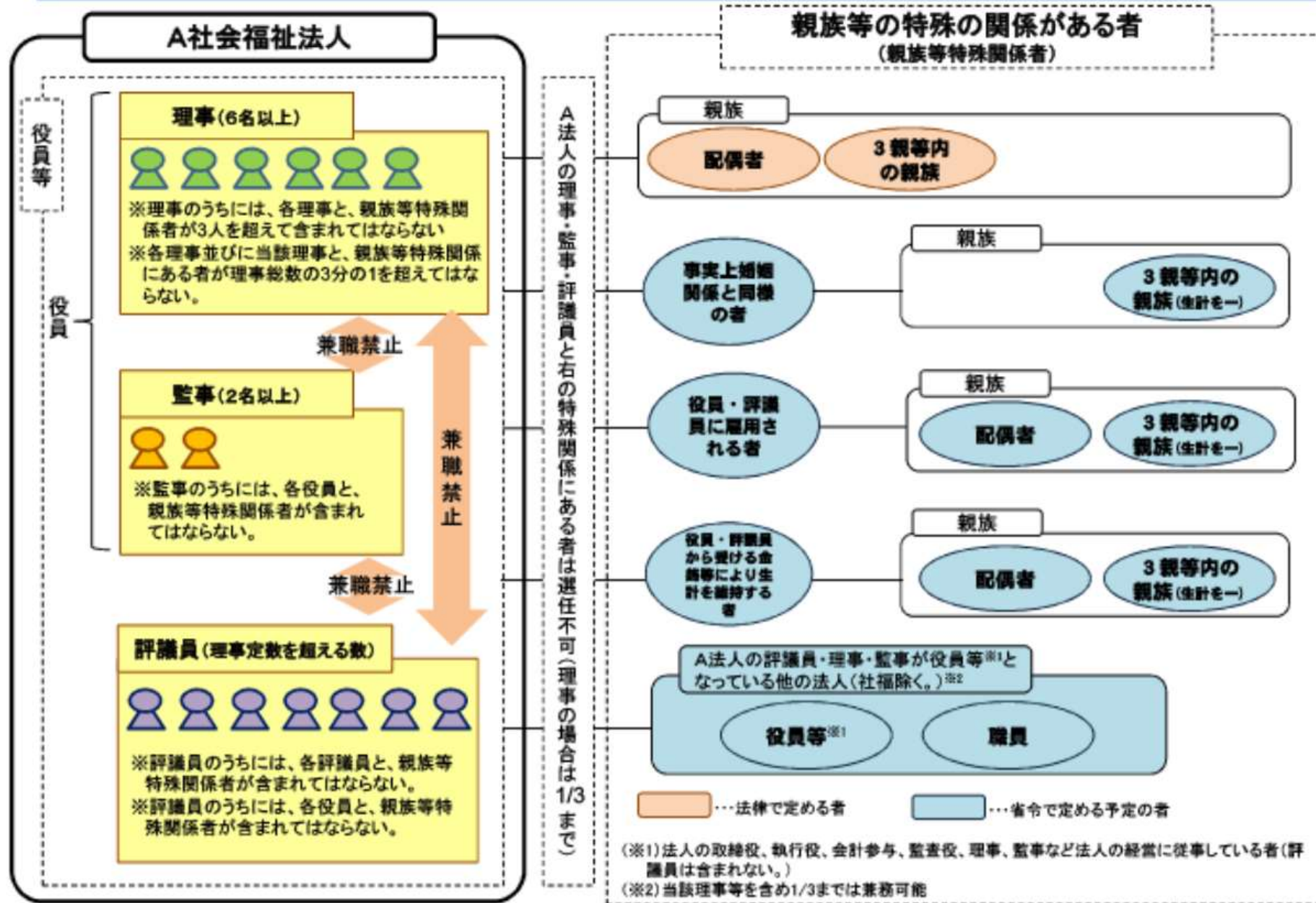
1. 法人の役員・評議員・会計監査人・職員との兼務関係

	会計監査人	監事	理事	評議員	職員
会計監査人		×	×	×	×
		(公認会計士法)	(公認会計士法)	(公認会計士法)	(公認会計士法)
監事	×		×	×	×
	(公認会計士法)		(社福法第44条第2項)	(社福法第40条第2項)	(社福法第44条第2項)
理事	×	×		×	○
	(公認会計士法)	(社福法第44条第2項)		(社福法第40条第2項)	
評議員	×	×	×		×
	(公認会計士法)	(社福法第40条第2項)	(社福法第40条第2項)		(社福法第40条第2項)
職員	×	×	○	×	
	(公認会計士法)	(社福法第44条第2項)		(社福法第40条第2項)	

2. 評議員・監事・会計監査人と顧問会計士等との兼務関係

		評議員	監事		
顧問会計士 顧問税理士 顧問弁護士	法律面・経営面の アドバイスのみ	○	○	記帳代行業務	×
	記帳代行業務・税理士業務	×	×		
財務会計に係る 態勢整備状況の 点検等の支援	助言にとどまる場合	○	○	税理士業務	×
	業務執行に当たる場合	×	×		
				会計監査人	

社会福祉法人における親族等の特殊の関係のある者



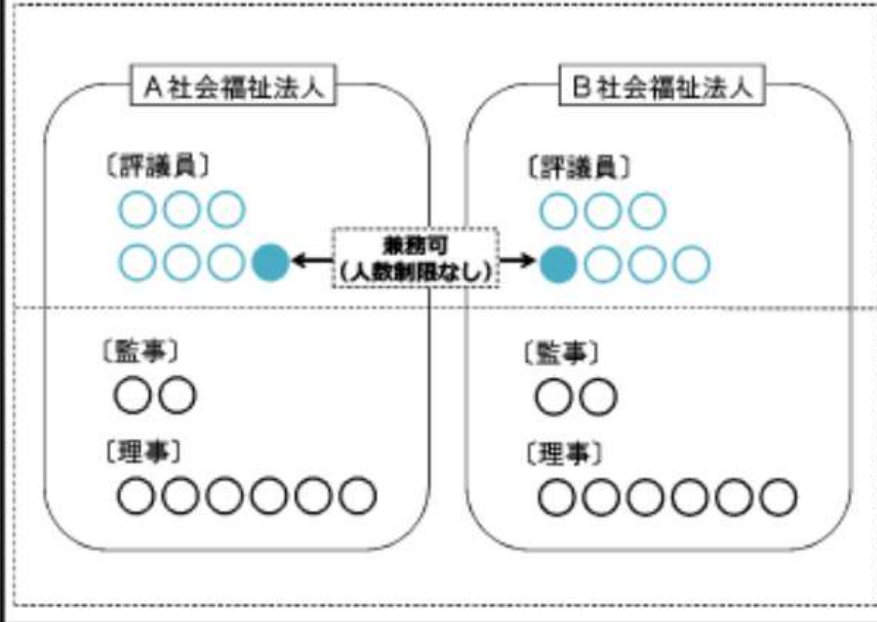
出典：厚生労働省「「控除対象財産」について」

評議員の特殊関係者①

問 A社会福祉法人の評議員には、B社会福祉法人の評議員が就任することは可能か。
可能な場合、人数制限はあるのか。

(答)

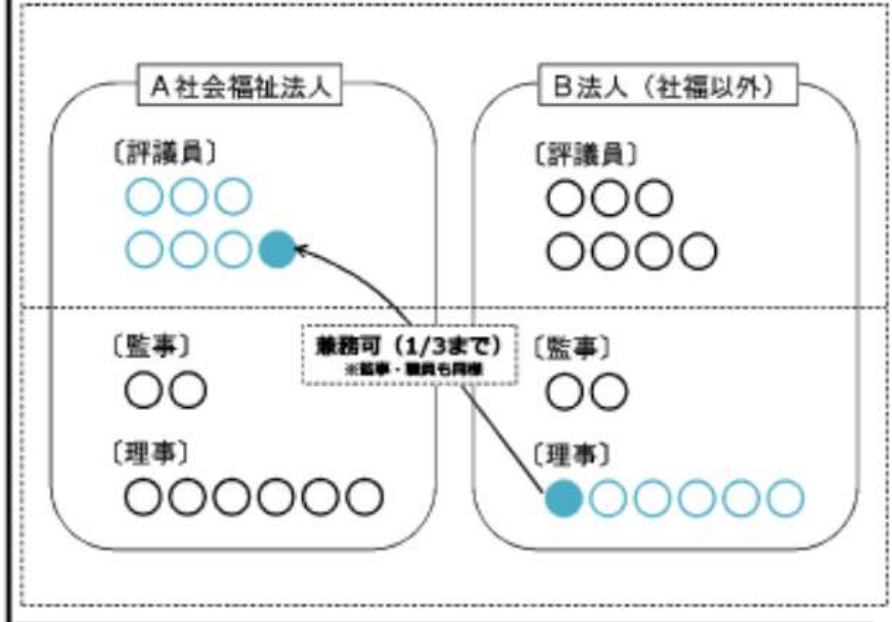
1. 人数に制限なく兼務可能である。



問 A社会福祉法人の評議員には、社会福祉法人でないB法人の役員又は職員が就任することは可能か。

(答)

1. 可能である。ただし、A社会福祉法人の評議員とB法人の役員又は職員を兼務している者が、A法人の評議員総数の3分の1を超えて含まれてはならない。



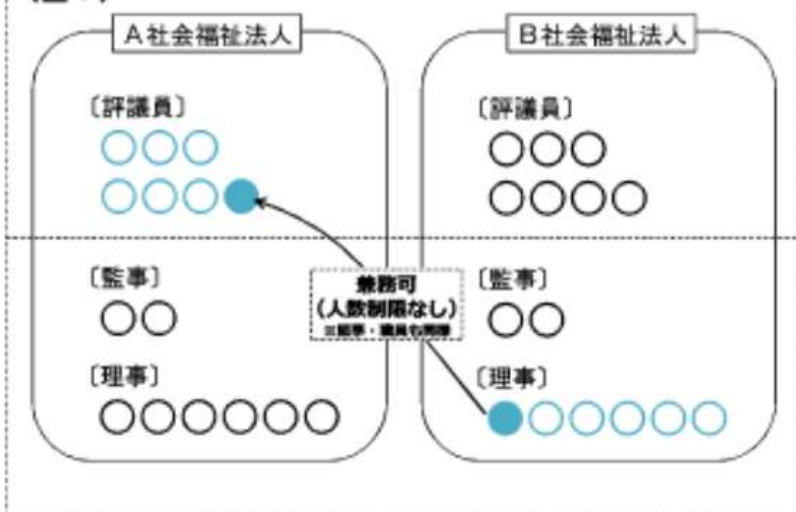
評議員の特殊関係者②

問 A社会福祉法人の評議員には、B社会福祉法人の役員や職員が就任することは可能か。

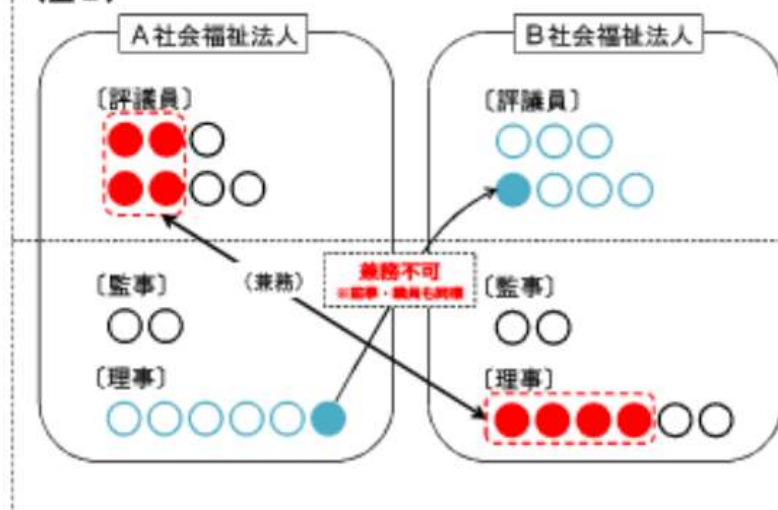
(答)

1. 人数に制限なく兼務可能である。(図1)
2. ただし、牽制関係を適正に働かせる観点から、A社会福祉法人の評議員の過半数をB社会福祉法人の役員が占める場合においては、A社会福祉法人の役員又は職員がB社会福祉法人の評議員となることはできない。(図2)

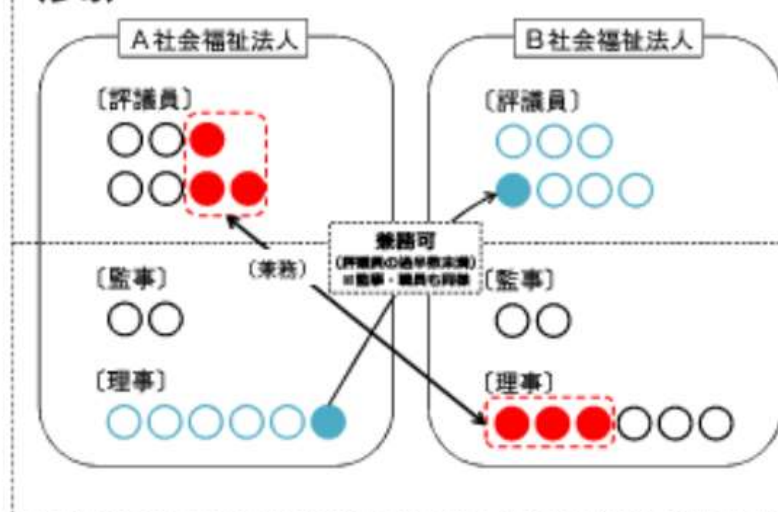
(図1)



(図2)



(参考)



4. 運営の透明性について



社会福祉法人における情報の公表について

- 平成28年度（平成27年度決算）からは、社会福祉法第59条の2第2項及び社会福祉法施行規則第10条に基づき、各社会福祉法人は、インターネットの利用（法人HPに限定されません。）により、以下の事項を公表することが求められている。
 - ・ 定款
 - ・ 貸借対照表及び収支計算書
 - ・ 現況報告書（個人の権利利益が害されるおそれがある部分は除く。）
- 一部の法人において、平成27年度決算が公表されていないケースが見受けられるため、所轄庁においては、法人に対して、周知徹底を図るとともに、適切に指導を行うことを願います。

<参考条文>

○社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（抄）

（情報の公開）

第五十九条の二（略）

2 社会福祉法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

一 第三十一条第一項若しくは第四十三条第一項の認可を受けたとき、又は同条第三項の規定による届出をしたとき 定款の内容

二 前条の規定による届出をしたとき 前項第二号に掲げる書類のうち厚生労働省令で定める書類の内容

（所轄庁への届出）

第五十九条 社会福祉法人は、毎会計年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を所轄庁に届け出なければならない。

一 第四十四条第五項の書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面

二 事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書類

（会計）

第四十四条 社会福祉法人は、厚生労働省令で定める基準に従い、会計処理を行わなければならない。

2～4（略）

5 社会福祉法人は、毎会計年度終了後二月以内に事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作成しなければならない。

6（略）

○社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）（抄）

（現況の報告）

第九条 法第五十九条第二号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 当該会計年度の初日における役員の氏名及び職業並びに代表権を有する者の住所及び年齢

二 前会計年度における事業の概要

三 前会計年度末における主要な財産の所有状況

2 法第五十九条の規定による届出は、同条第一号に掲げる書類及び前項各号に掲げる事項についての現況報告書をそれぞれ二通を提出することにより行うものとする。

（公表）

第十条 法第五十九条の二第二項の公表は、インターネットの利用により行うものとする。

2 法第五十九条の二第二項第二号に規定する厚生労働省令で定める書類は、貸借対照表、収支計算書及び第九条第二項に規定する現況報告書とする。ただし、現況報告書を公表する場合においては、個人の権利利益が害されるおそれがある部分は除くものとする。

2. 運営の透明性の確保について

- 社会福祉法人の高い公益性に照らし、公益財団法人以上の運営の透明性を確保することとし、以下の事項を法令上明記。
 - ・ 定款、事業計画書、役員報酬基準を新たに閲覧対象とすること
 - ・ 閲覧請求者を利害関係人から国民一般にすること
 - ・ 定款、貸借対照表、収支計算書、役員報酬基準を公表対象とすること
- 既に通知により公表を義務付けている現況報告書(役員名簿、補助金、社会貢献活動に係る支出額、役員の親族等との取引内容を含む。)について、規制改革実施計画を踏まえ、役員区分ごとの報酬総額を追加した上で、閲覧・公表対象とすることを法令上明記。
- 国民が情報入手しやすいホームページを活用して公表。

	改正前		改正後		公益財団法人		規制改革 実施計画
	備置き・ 閲覧	公表	備置き・ 閲覧	公表	備置き・ 閲覧	公告・ 公表	公表
事業報告書	○	—	○	—	○	—	—
財産目録	○	—	○	—	○	—	—
貸借対照表	○	○ (通知)	○	○	○	○	○ (通知で措置済)
収支計算書(事業活動計算書・資金 収支計算書)	○	○ (通知)	○	○	○	○	○ (通知で措置済)
監事の意見を記載した書類	○	—	○	—	○	—	—
現況報告書(役員名簿、補助金、社 会貢献活動に係る支出額、役員の 親族等との取引状況を含む。)	—	○ (通知)	○	○	○	—	○
役員区分ごとの報酬総額	—	—	○ (※)	○ (※)	○	—	○
定款	—	—	○	○	○	—	—
役員報酬基準	—	—	○	○	○	○	—
事業計画書	—	—	○	—	○	—	—

(※)現況報告書に記載

法第59条の規定により社会福祉法人が届出を行う書類等の公表について①

届出又は申請事項			所轄庁への届出又は申請事項 (法第59条)	調査事項 (システムによる県・国への報告・提供事項) (法第59条の2第2項、第3項、第6項)	公表事項 (法第59条の2第1項第3号)	公表方法		
定款 (設立時の承認の申請 法31条1項) (変更の承認の申請 法45条の36第2項) (軽微な変更の場合の届出 法45条の36第4項)			○ (法第31条、45条の36、59条)	×	○ (第1号)	法人HP等		
計算書類等 (法第59条第1号)	計算書類 (法45条の32)	貸借対照表 (法45条の27第2項)	法人単位貸借対照表	○	○	○	システム	
			貸借対照表内訳表	○	○	○	システム	
			事業区分貸借対照表内訳表	○	○	○	システム	
			拠点区分貸借対照表	○	○	○	システム	
	計算書類 (法45条の32)	収支計算書 (法45条の27第2項)	資金収支計算書	法人単位資金収支計算書	○	○	○	システム
				資金収支内訳表	○	○	○	システム
				事業区分資金収支内訳表	○	○	○	システム
				拠点区分資金収支計算書	○	○	○	システム
			事業活動計算書	法人単位事業活動計算書	○	○	○	システム
				事業活動内訳表	○	○	○	システム
				事業区分事業活動内訳表	○	○	○	システム
				拠点区分事業活動計算書	○	○	○	システム
	事業報告 (法45条の32)			○	×	×		
	これらの附属明細書 (法45条の32)			借入金明細書	○	×	×	
				寄附金収益明細書	○	×	×	
				補助金事業等収益明細書	○	×	×	
				事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書	○	×	×	
				事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書	○	×	×	
				基本金明細書	○	×	×	
				国庫補助金等特別積立金明細書	○	×	×	
基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書				○	×	×		
引当金明細書				○	×	×		
拠点区分資金収支明細書				○	○	×		
拠点区分事業活動明細書				○	○	×		
積立金・積立資産明細書				○	×	×		
サービス区分間繰入金明細書				○	×	×		
サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書				○	×	×		
就労支援事業別事業活動明細書				○	×	×		
就労支援事業製造原価明細書				○	×	×		
就労支援事業販管費明細書				○	×	×		
就労支援事業明細書				○	×	×		
授産事業費用明細書				○	×	×		
これらの監査報告 (法45条の32)				○	×	×		
これらの会計監査報告 (法45条の32)			○	×	×			

法第59条の規定により社会福祉法人が届出を行う書類等の公表について②

届出又は申請事項		所轄庁への届出又は申請事項 (法第59条)	調査事項 (システムによる県・国への報告・提供事項) (法第59条の2第2項、第3項、第6項)	公表事項 (法第59条の2第1項第3号)	公表方法	
(法第59条第2号) 財産目録等	財産目録 (法45条の34第1項第1号)	○	○	×		
	役員等名簿 (法45条の34第1項第2号)	○	×	○	法人HP等	
	報酬等の支給の基準 (法45条の34第1項第3号、法45条の35第2項)	○	×	○ (第2号)	法人HP等	
	事業の概要 その他省令で定める事項を記載した書類 (法第45条の34第1項第4号)	当該社会福祉法人の主たる事務所の所在地及び電話番号その他連絡先等の当該社会福祉法人に関する基本情報	○	○	○	システム
		当会計年度の初日における評議員の状況	○	○ (一部×)	○ (一部×)	システム
		当会計年度の初日における理事の状況	○	○ (一部×)	○ (一部×)	システム
		当会計年度の初日における監事の状況	○	○ (一部×)	○ (一部×)	システム
		前会計年度及び当会計年度における会計監査人の状況	○	○	○ (一部×)	システム
		当会計年度の初日における職員の状況	○	○	○	システム
		前会計年度における評議員会の状況	○	○	○	システム
		前会計年度における理事会の状況	○	○	○	システム
		前会計年度における監事の監査の状況	○	○	○	システム
		前会計年度における会計監査の状況	○	○ (一部×)	○ (一部×)	システム
		前会計年度における事業等の概要	○	○	○ (一部×)	システム
		前会計年度末における社会福祉充実残額並びに社会福祉充実計画の策定の状況及びその進捗の状況 (規則2条の41第12号)	○	○	○	システム
		当該社会福祉法人に関する情報の公表等の状況	○	○	○ (一部×)	システム
		第12号に規定する社会福祉充実残額の算定の根拠	○	○	○	
	事業計画	○	×	×		
	その他必要な事項	○	○	○ (一部×)	システム	
	社会福祉充実計画	○	○	○	システム	
(承認の申請 法55条の2第1項)	○	○	○			
(変更の承認の申請 法55条の3第1項本文)	○	○	○			
(軽微な変更の届出 法55条の3第1項但書)	○	○	○			

(注)・システムとは、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムをいう。

・実線はシステムを用いるもの。点線はシステムを用いないもの。

・社会福祉充実計画については、公表はシステムで行うものであるが、承認申請は文書で行う必要があるので留意すること。

5. 財務規律の強化について



社会福祉法人の財務規律について

公益性を担保する財務規律

- I 適正かつ公正な支出管理
- II 再投下可能な財産の明確化
- III 福祉サービスへの再投下

I 適正かつ公正な支出管理

適正な役員報酬

- ・法人による役員報酬基準の設定と公表
- ・役員区分毎の報酬総額の公表

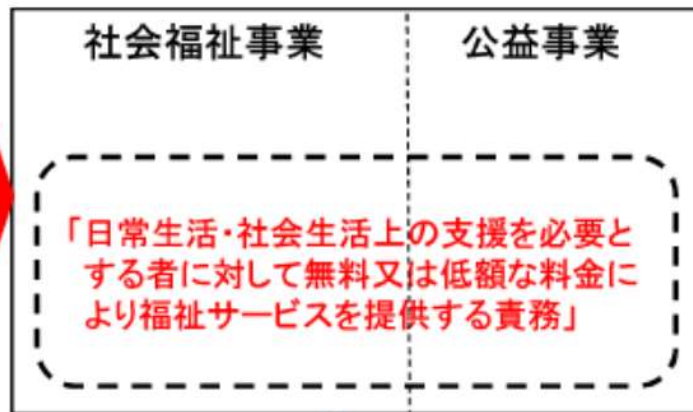
利益供与の禁止

- ・親族等関係者への特別の利益供与を法律上禁止
- ・関係者との取引内容の公表
(対象範囲の拡大)

会計監査人

- ・一定規模以上の法人に会計監査人の設置義務化

社会福祉法人の事業



収
支
差

II 再投下可能な財産の明確化

- ・会計制度の整備(新会計基準の導入)
- ・評議員会による内部牽制
- ・外部監査(会計監査人)の導入
- ・財務諸表の公表 等

いわゆる内部留保

事業継続に必要な財産

- ・事業に活用する土地、建物等
- ・建物の建替、修繕
- ・手元流動資金

①社会福祉事業等投資額

- 社会福祉事業等に関する
- ・施設の新設・増設
 - ・新たなサービスの展開
 - ・人材への投資

②「地域公益事業」投資額

- ・無料又は低額の料金により行う公益事業

③公益事業投資額

III 福祉サービスへの再投下

「社会福祉充実計画」(再投下計画)

- 地域のニーズに対応した新しいサービスの展開、人材への投資
- 無料又は低額な料金による福祉サービスの提供等

- ・公認会計士又は税理士による計画の記載内容の確認
- ・「地域協議会」による地域の福祉ニーズの反映
- ・所轄庁による計画の承認
- ・実績の所轄庁への報告と公表 等

評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬

【評議員の報酬】

- 評議員の報酬は定款で定めなければならない。

【理事の報酬】

- 理事の報酬は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める。

【監事の報酬】

- 監事の報酬は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める。
- 定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されているときは、その具体的な配分は、監事の協議(全員一致の決定)によって定めることとなる。

【会計監査人の報酬】

- 会計監査人の報酬は、監事の過半数の同意を得なければならない。

※無報酬の場合は、その旨定めることとなる。

【区分ごとの報酬総額の公表】

- 理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬総額については、平成29年度以降の現況報告書に記載の上、公表。

Q&A

問 理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額については、職員としての給与も含めて公表することとしているが、職員給与を受けている理事が1名しかいない場合、当該理事の職員給与額が実質的に特定されることがあるが、このような場合であっても、公表する必要があるのか。

答

1. (略)個人情報の保護の観点から、職員給与を受けている理事が1名の場合であって、個人の職員給与が特定されてしまう場合には、職員給与の支給を受けている理事がいる旨明記した上で、当該理事の職員給与額を含めずに役員報酬等の総額を公表することとして差し支えない。



4 役員等報酬

1) 役員等報酬の水準

理事、監事、評議員に対する報酬等は、民間事業者の役員等及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないよう支給の基準を定めなければならない。

この基準の制定、改廃は評議員会の承認を受けなければならない(法45の35)。

2) 報酬の定義

報酬とは報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金を言う(11/11事務連絡)。

法人が特別の任務として原稿執筆、講師などを依頼したときの謝金や評議員会、理事会、監事監査の際に支払われる謝金も役員報酬とみなされる。

3) 役員等報酬基準について

以下の内容を規定すること(則2の42)。

- ・勤務形態に応じた報酬等の区分
- ・報酬等の金額の算定方法
- ・支給の方法
- ・支給の形態



4) 各役員等の報酬の決め方

- (1) 評議員（法45の8④、一般法人法196）
 - ・定款で必ず定める。
 - ・個別の額までは規定せず、総額表示でよい。
 - ・無報酬の場合もその旨規定する(理事、監事も同じ)。
- (2) 理事（法45の16④、一般法人法89）
 - ・定款で定める又は評議員会の決議によって定める。
 - ・いずれの場合も総額でもよい。
 - ・個人ごとの報酬はその総額及び「役員等報酬基準」の範囲内で理事会で決定する。
- (3) 監事（法45の18③、一般法人法105）
 - ・定款で定める又は評議員会の決議によって定める。
 - ・いずれの場合も総額でもよい。
 - ・個人ごとの報酬はその総額及び「役員等報酬基準」の範囲内で監事の協議により決定する。
 - ・監事は評議員会において監事の報酬について意見を述べることができる。
- (4) 会計監査人(法45の19⑥、一般法人法110)
 - ・理事は会計監査人に報酬を支給するときは、監事の過半数の同意を得なければならない。

3 特別の利益供与の禁止

社会福祉法人は、その事業を行うにあたり、その評議員、理事、監事、職員その他の関係者に対し特別の利益を与えてはならない(法27、令13の2、則1の3)。

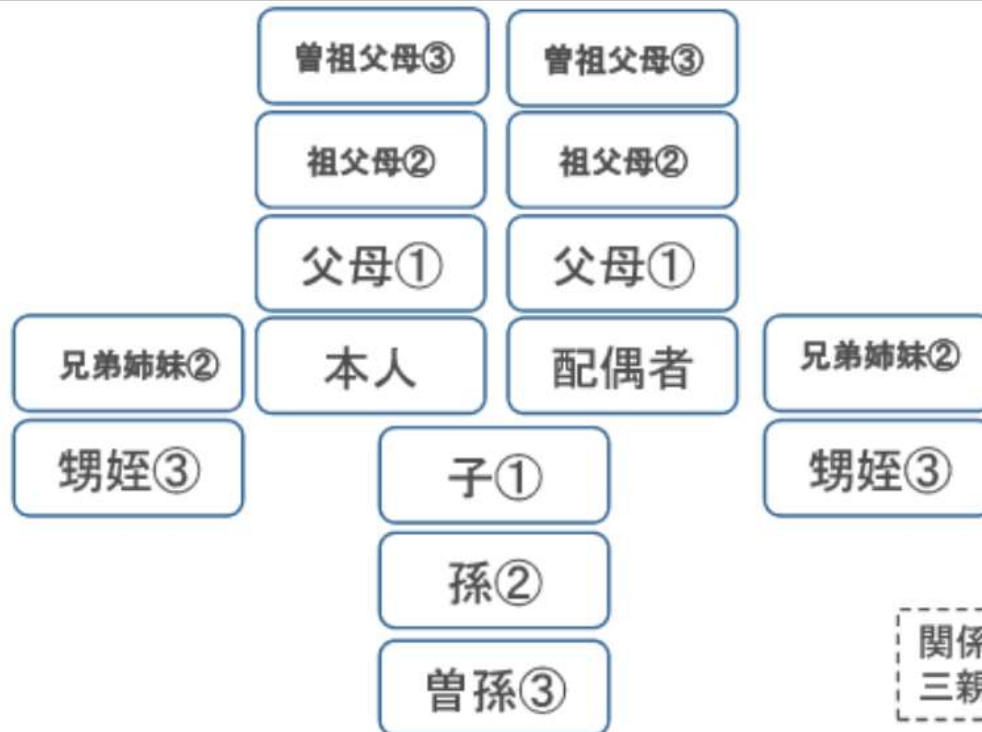
【利益供与の禁止対象者】

- ① 当該社会福祉法人の設立者、理事、監事、評議員又は職員
- ② 前号に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族
- ③ 前二号に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ④ 前二号に掲げる者のほか、第一号に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって、生計を維持する者
- ⑤ 当該社会福祉法人の設立者が法人である場合は、その法人が事業活動を支配する法人
(A) 又はその法人の事業活動を支配する者 (B)
 - (A) 当該法人が他の法人の「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合」における当該他の法人 (子法人)
 - (B) 一の者が当該法人の「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合」における当該一の者 (支配権限者)

特別の利益供与禁止の対象者

- ① 設立者・役員・評議員・職員
- ③ これらの者と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ④ これらの者から受ける金銭等によって生計を維持している者

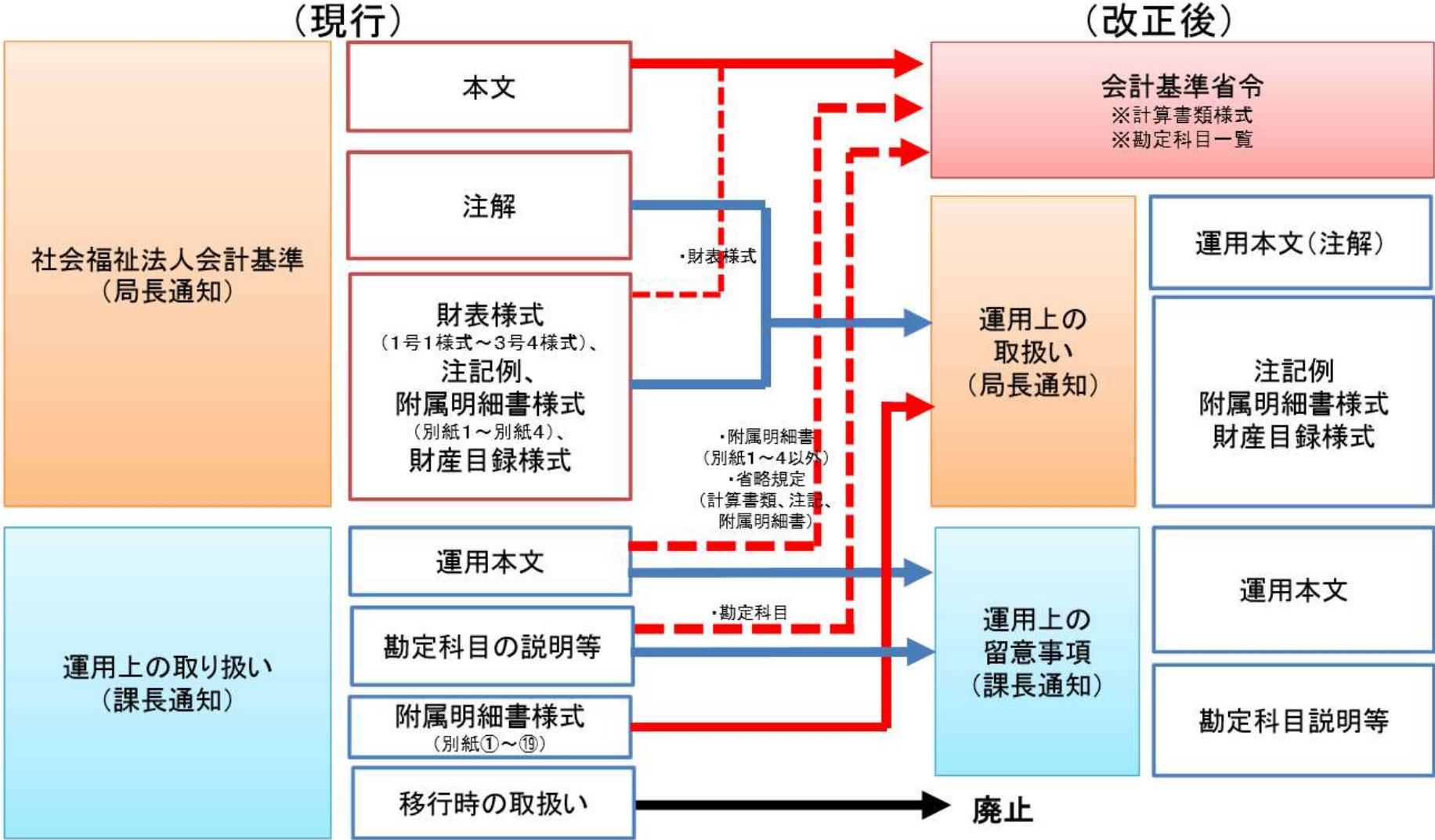
② 設立者・役員・評議員・職員の配偶者
又は三親等内の親族



(設立者が法人の場合)
⑤ その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として厚生労働省令(則1の3)で定めるもの

関係図の三親等の親族の配偶者は、三親等内の親族に該当する

会計基準省令化について（イメージ）



出典：厚生労働省「平成28年4月19日第16回社会保障審議会福祉部会」資料

6. 社会福祉充実残額について



社会福祉充実計画の趣旨

社会福祉法第55条の2第1項(一部略称)

社会福祉法人は、毎会計年度において、「資産から負債を控除した額」が「事業継続に必要な財産」の額を超えるときは、既存事業の充実又は新規事業の実施に関する計画を作成し、これを所轄庁に提出して、その承認を受けなければならない。

■社会福祉充実計画とは、法人の保有する財産から、事業継続に必要な「控除対象財産」を控除してもなお「一定の財産」が生じる場合に、

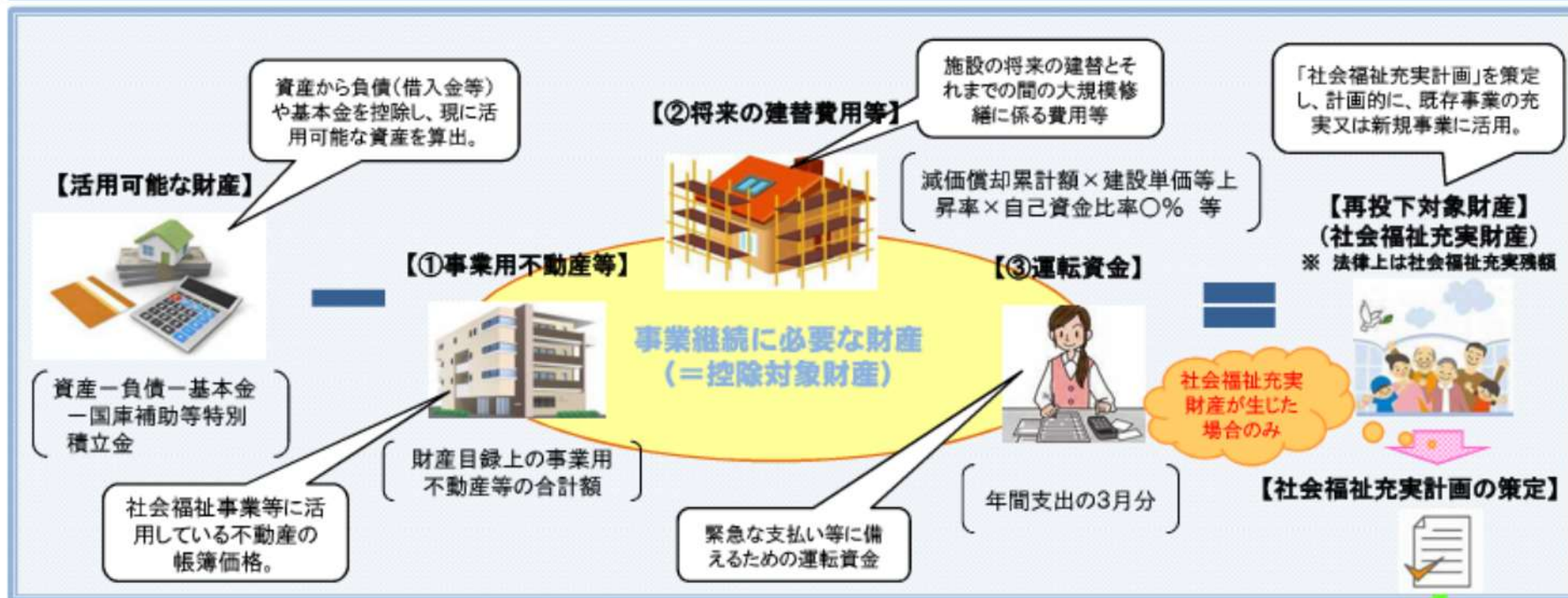
- ①社会福祉事業等に計画的に再投資を促すとともに、
- ②公益性の高い法人としての説明責任の強化を図るため

に作成するもの

※「一定の財産」＝「社会福祉充実財産」＝「社会福祉充実残額」

再投下対象財産（社会福祉充実財産）の有効活用について

- 社会福祉法人が保有する財産については、事業継続に必要な財産（控除対象財産）を控除した上で、再投下対象財産（社会福祉充実財産）を明確化する。
- 社会福祉充実財産が生じる場合には、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな取組に有効活用する仕組みを構築する。

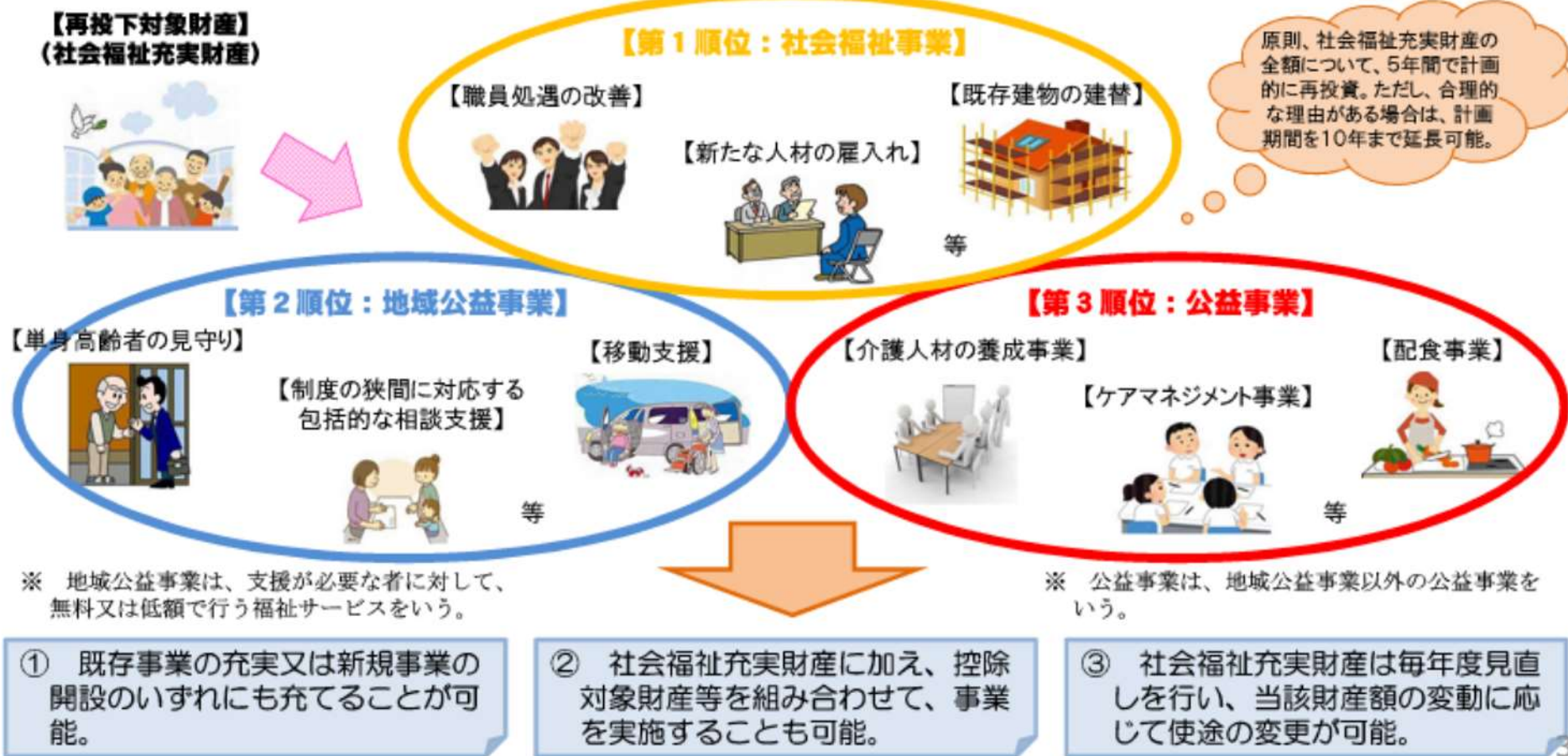


（社会福祉充実財産の用途は、以下の順に検討の上、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな事業に再投資）

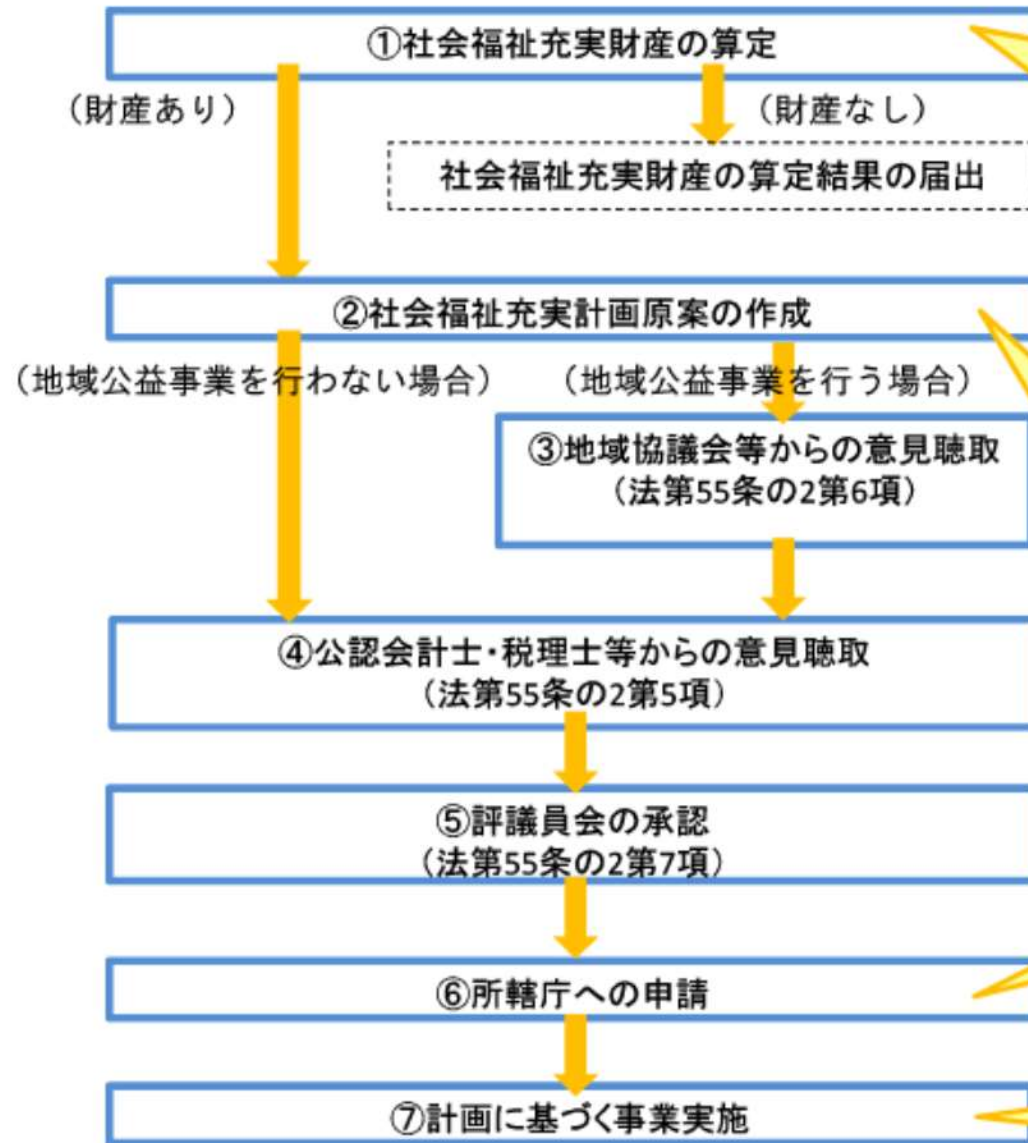


再投下対象財産（社会福祉充実財産）の用途について

○ 再投下対象財産（社会福祉充実財産）は、法人が社会福祉充実計画を策定することにより、その用途を「見える化」するものであり、法人の自主的な経営判断の下、収益事業を除き、例えば以下のような様々な事業に柔軟に活用が可能である。



「社会福祉充実財産」の算定及び「社会福祉充実計画」のポイント



【ポイント1】

- 社会福祉充実財産は、毎年度算定することが必要であり、一度算定した財産額が永続的に固定されるものではない。

【ポイント2】

- 控除対象財産は、社会福祉充実財産の算定上の計算ルールであり、實際上又は会計上の使途を限定するものではない。

【ポイント3】

- 計画の策定はあくまで社会福祉充実財産の使途を「見える化」するために行うもの。
- 計画の内容は、地域の福祉ニーズを踏まえつつも、最終的には法人が自主的に判断。
- 社会福祉充実財産は、収益事業を除き、職員処遇の改善や建物の建替など既存事業の充実又は新規事業の展開など、多様な使途に活用可能。

【ポイント4】

- 計画は、原則、社会福祉充実財産の全額について、5年で活用。ただし、合理的な理由がある場合には、計画期間の10年までの延長が可能。

【ポイント5】

- 所轄庁は、法人の自主性を最大限尊重し、計画が明らかに不合理な内容を伴うものでない限り、承認する。

【ポイント6】

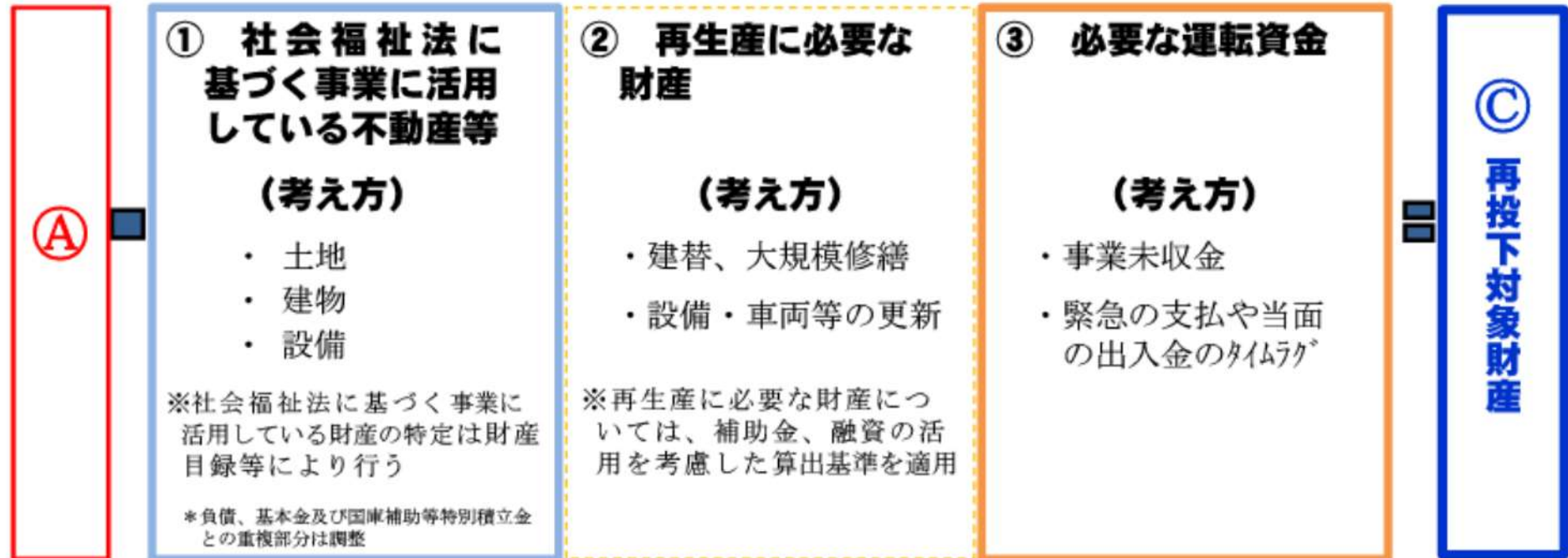
- 計画は、社会福祉充実財産の増減など状況の変化に応じて、柔軟に変更が可能。

「控除対象財産」の算定イメージ

- 社会福祉法人の①すべての財産（基本金及び国庫補助等特別積立金を除く。）を対象に、②事業継続に必要な財産（控除対象財産）と余裕財産を区分し、余裕財産を③再投下対象財産として位置づける。

$$\text{資産} - \text{負債} - \text{基本金} - \text{国庫補助等特別積立金} = \text{①}$$

② 控除対象財産：事業継続に必要な最低限の財産



控除対象財産①「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」について（案）

- 「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」として控除対象となる財産については、次のような考え方にに基づき、整理する。

控除対象となる財産	控除対象とはならない財産(※)
<p>○ 法人が実施する社会福祉事業等に直接又は間接的に供与されている財産であって、当該財産がなければ事業の実施に直ちに影響を及ぼしうるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現に事業に活用している土地・建物・設備(障害者総合支援法に基づく就労支援事業に活用されている土地・建物・設備を含む。)等 ・ 職員の福利厚生のための土地・建物・設備等 ・ サービス提供に必要な送迎車両 ・ サービス提供に必要な介護機器 ・ サービス提供に必要な生活機器(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ等) ・ 事業に必要な事務機器(パソコン、プリンター等) ・ 災害時のための食料・物品の備蓄 ・ 障害者総合支援法に基づく就労支援事業における工賃変動積立金 ・ 用途が限定されている寄付金等(基本金に計上されないもの) ・ 国・自治体等の補助により造成され、用途が限定されている基金等 	<p>○ 法人が実施する社会福祉事業及び公益事業等の実施に直ちに影響を及ぼさない財産。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現預金、有価証券 ・ 人件費積立金、修繕積立金等の積立資産(ただし、障害者総合支援法に基づく就労支援事業における工賃変動積立金を除く。) ・ 遊休不動産(断続的であっても、長期にわたって事業に継続して使用している不動産は除く。) ・ 美術品

※ ただし、現預金や有価証券、人件費積立金、修繕積立金等については、「再生産に必要な財産」や「必要な運転資金」として控除対象となる場合があり得る。

「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の算定のメルクマール

○「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」については、原則として、貸借対照表上の資産の区分に応じ、以下の考え方に基づき、その該当の有無を判定することとし、具体的には財産目録により、表示することとしてはどうか。

(◎…控除対象となるもの、○…具体的な財産の内容により控除対象となり得るもの、—…控除対象とはならないもの)

＜資産の部＞			控除対象の判別	理由・留意事項 等
大区分	中区分	勘定科目の説明 (運用上の留意事項より抜粋)		
流動資産①	現金預金	現金(硬貨、小切手、紙幣、郵便為替証書、郵便振替貯金払出証書、官公庁の支払通知書等)及び預貯金(当座預金、普通預金、定期預金、郵便貯金、金銭信託等)をいう。	—	最終的に用途目的が不明確な財産となることから控除対象とはならない。
	有価証券	国債、地方債、株式、社債、証券投資信託の受益証券などのうち時価の変動により利益を得ることを目的とする有価証券をいう。	—	
	事業未収金	事業収益に対する未収入金をいう。	—	
	未収金	事業収益以外の収益に対する未収入金をいう。	—	
	未収補助金	施設整備、設備整備及び事業に係る補助金等の未収額をいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。
	未収収益	一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、すでに提供した役務に対していまだその対価の支払を受けていないものをいう。	—	最終的に用途目的が不明確な財産となることから控除対象とはならない。

＜資産の部＞			控除対象 の判別	理由・留意事項 等
大区分	中区分	勘定科目の説明 (運用上の留意事項より抜粋)		
流動資産 ②	受取手形	事業の取引先との通常取引に基づいて発生した手形債権(金融手形を除く)をいう。	—	最終的に用途目的が不明確な財産となることから控除対象とはならない。
	貯蔵品	消耗品等で未使用の物品をいう。業種の特性に依り小区分を設けることができる。	○	社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となる。
	医薬品	医薬品の棚卸高をいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。
	診療・療養費等材料	診療・療養費等材料の棚卸高をいう。	◎	
	給食用材料	給食用材料の棚卸高をいう。	◎	
	商品・製品	売買又は製造する物品の販売を目的として所有するものをいう。	◎	
	仕掛品	製品製造又は受託加工のために現に仕掛中のものをいう。	◎	
	原材料	製品製造又は受託加工の目的で消費される物品で、消費されていないものをいう。	◎	
	立替金	一時的に立替払いをした場合の債権額をいう。	—	最終的に用途目的が不明確な財産となることから控除対象とはならない。
	前払金	物品等の購入代金及び役務提供の対価の一部又は全部の前払額をいう。	○	社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となる。

＜資産の部＞			控除対象 の判別	理由・留意事項 等
大区分	中区分	勘定科目の説明 (運用上の留意事項より抜粋)		
流動資産 ③	前払費用	一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対し支払われた対価をいう。	◎	費用化されるため、控除対象となる。
	1年以内回収予定長期貸付金	長期貸付金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。	○	社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となる。
	1年以内回収予定事業区分間長期貸付金	事業区分間長期貸付金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。		法人全体の貸借対照表には計上されない。
	1年以内回収予定拠点区分間長期貸付金	拠点区分間長期貸付金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。		
	短期貸付金	生計困窮者に対して無利子または低利で資金を融通する事業、法人が職員の質の向上や福利厚生の一環として行う奨学金貸付等、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。
	事業区分間貸付金	他の事業区分への貸付額で、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。		法人全体の貸借対照表には計上されない。
	拠点区分間貸付金	同一事業区分内における他の拠点区分への貸付額で、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。		

＜資産の部＞			控除対象 の判別	理由・留意事項 等
大区分	中区分	勘定科目の説明 (運用上の留意事項より抜粋)		
流動資産 ④	仮払金	処理すべき科目又は金額が確定しない場合の支出額を一時的に処理する科目をいう。	○	社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となる。
	その他の流動資産	上記に属さない債権等であって、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。ただし、金額の大きいものについては独立の勘定科目を設けて処理することが望ましい。	○	
	徴収不能引当金	未収金や受取手形について回収不能額を見積もったときの引当金をいう。	△	資産から控除済。
固定資産(基本財産)	土地	基本財産に帰属する土地をいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。
	建物	基本財産に帰属する建物及び建物付属設備をいう。	◎	
	定期預金	定款等に定められた基本財産として保有する定期預金をいう。	○	法人設立の要件となっているものに限り、控除対象となる。
	投資有価証券	定款等に定められた基本財産として保有する有価証券をいう。	○	
固定資産(その他の固定資産) ①	土地	基本財産以外に帰属する土地をいう。	○	社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となる。
	建物	基本財産以外に帰属する建物及び建物付属設備をいう。	○	
	構築物	建物以外の土地に固着している建造物をいう。	○	
	機械及び装置	機械及び装置をいう。	○	
	車輛運搬具	送迎用バス、乗用車、入浴車等をいう。	○	

＜資産の部＞			控除対象 の判別	理由・留意事項 等
大区分	中区分	勘定科目の説明 (運用上の留意事項より抜粋)		
固定資産(その他の固定資産)②	器具及び備品	器具及び備品をいう。	○	社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となる。
	建設仮勘定	有形固定資産の建設、拡張、改造などの工事が完了し稼働するまでに発生する請負前渡金、建設用材料部品の買入代金等をいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。
	有形リース資産	有形固定資産のうちリースに係る資産をいう。	○	社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となる。
	権利	法律上又は契約上の権利をいう。	○	
	ソフトウェア	コンピュータソフトウェアに係る費用で、外部から購入した場合の取得に要する費用ないしは制作費用のうち研究開発費に該当しないものをいう。	○	
	無形リース資産	無形固定資産のうちリースに係る資産をいう。	○	
	投資有価証券	長期的に所有する有価証券で基本財産に属さないものをいう。	—	最終的に用途目的が不明確な財産となることから控除対象とはならない。
	長期貸付金	生計困窮者に対して無利子または低利で資金を融通する事業、法人が職員の質の向上や福利厚生の一環として行う奨学金貸付等、貸借対照表日の翌日から起算して入金の期限が1年を超えて到来するものをいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。
	事業区分間長期貸付金	他の事業区分への貸付金で貸借対照表日の翌日から起算して入金の期限が1年を超えて到来するものをいう。		法人全体の貸借対照表には計上されない。

＜資産の部＞			控除対象 の判別	理由・留意事項 等
大区分	中区分	勘定科目の説明 (運用上の留意事項より抜粋)		
固定資産(その他の固定資産) ③	拠点区分間長期貸付金	同一事業区分内における他の拠点区分への貸付金で貸借対照表日の翌日から起算して入金の期限が1年を超えて到来するものをいう。	/	法人全体の貸借対照表には計上されない。
	退職給付引当資産	退職金の支払に充てるために退職給付引当金に対応して積み立てた現金預金等をいう。	/	負債から控除済。
	長期預り金積立資産	長期預り金(注:ケアハウス等における入居者からの管理費等)に対応して積み立てた現金預金等をいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。
	〇〇積立資産	将来における特定の目的のために積立てた現金預金等をいう。なお、積立資産の目的を示す名称を付した科目で記載する。	—	用途目的の定めのない財産であることから控除対象とはならない。ただし、障害者総合支援法に基づく就労支援事業による工賃変動積立金については、この限りではない。
	差入保証金	賃貸用不動産に入居する際に賃貸人に差し入れる保証金をいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。
	長期前払費用	時の経過に依存する継続的な役務の享受取引に対する前払分で貸借対照表日の翌日から起算して1年を超えて費用化される未経過分の金額をいう。	◎	費用化されるため、控除対象となる。
その他の固定資産	上記に属さない債権等であって、貸借対照表日の翌日から起算して入金の期限が1年を超えて到来するものをいう。ただし、金額の大きいものについては独立の勘定科目を設けて処理することが望ましい。	○	社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となる。	

控除対象財産①「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」

■ 個々の資産が「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」に該当するかの判定は、「財務諸表等電子開示システム」上の**財産目録**において行う。

平成28年度決算から追加された項目
取得年度、使用目的等、取得価額、減価償却累計額

財 産 目 録 (記載例)

平 成 年 月 日 現 在

(単位:円)

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金						
現金	現金手許有高	-	運転資金として	-	-	×××
普通預金	〇〇銀行〇〇支店他	-	運転資金として	-	-	×××
	小計					×××
事業未収金		-	〇月分介護報酬等	-	-	×××
.....	-	-	-
	流動資産合計					×××

→算定シート
で判定(財産
目録を構成し
ない)

控除対象	控除対象額
×	
×	
×	

×	
---	--

控除対象財産①「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」

2 固定資産								
(1) 基本財産								
土地	(A拠点)〇〇市〇〇町1-1-1	-	第1種社会福祉事業である、〇〇施設等に使用している	-	-	×××	○	
	(B拠点)〇〇市〇〇町2-2-2	-	第2種社会福祉事業である、▲▲施設等に使用している	-	-	×××		○
	小計							×××
建物	(A拠点)〇〇市〇〇町1-1-1	19××年度	第1種社会福祉事業である、〇〇施設等に使用している	×××	×××	×××	○	
	(B拠点)〇〇市〇〇町2-2-2	19××年度	第2種社会福祉事業である、▲▲施設等に使用している	×××	×××	×××	○	
	小計						×××	
定期預金	〇〇銀行〇〇支店他	-	寄附者により〇〇事業に使用することが指定されている	-	-	×××	○	
投資有価証券	業〇回利付国債他	-	特段の指定がない	-	-	×××	×	
基本財産合計								
(2) その他の固定資産								
土地	(C拠点)〇〇市〇〇町3-3-3	-	5年後に開設する〇〇事業のための用地	-	-	-	○	
	(本部拠点)〇〇市〇〇町4-4-4	-	本部として使用している	-	-	-		○
	小計							×××
建物	(D拠点)〇〇市〇〇町5-5-5	20××年度	第2種社会福祉事業である、訪問介護事業所に使用している	×××	×××	×××	○	
車輛運搬具	〇〇他3台	-	利用者送迎用	×××	×××	×××	○	
〇〇積立資産	定期預金 〇〇銀行〇〇支店他	-	将来における〇〇の目的のために積み立てている定期預金	-	-	×××	×	
その他の固定資産合計							×××	
固定資産合計							×××	
資産合計							×××	

固定資産は「取得価額」と「減価償却累計額」を記載する。
建物は「取得年度」も記載する。

控除対象財産①「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」

II 負債の部						
1 流動負債						
短期運営資金借入金	〇〇銀行〇〇支店他	—		—	—	×××
事業未払金	〇月分水道光熱費他	—		—	—	×××
職員預り金	〇月分源泉所得税他	—		—	—	×××
.....	—		—	—
流動負債合計						×××
2 固定負債						
設備資金借入金	独立行政法人福祉医療機構他	—				×××
長期運営資金借入金	〇〇銀行〇〇支店他	—				×××
.....	—			
固定負債合計						×××
負債合計						×××
差引純資産						×××

記載上の留意事項が新たに示された。

記載上の留意事項

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。
なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄を記載する。
- ・減価償却資産(有形固定資産に限る)については、「減価償却累計額」欄に記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。
また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車両運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車両番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。

控除対象財産②「再取得に必要な財産」

「再取得に必要な財産」

A【将来の建替に必要な費用】+
B【建替までの間の大規模修繕に必要な費用】+
C【設備・車両等の更新に必要な費用】

A【将来の建替に必要な費用】

(現在の建物に係る減価償却累計額〇円×建設単価等上昇率
〇. 〇)×一般的な自己資金比率〇%

- ・上記計算は、独立した建物単位ごとに行う。
- ・建設単価上昇率は、国土交通省が公表する建設工事費デフレーター又は事務処理基準(案)3-(5)-③の計算式による割合のいずれか高い割合による。
- ・建物取得時の自己資金比率が一般的な自己資金比率を上回る場合は、取得時の自己資金比率(※)を計算式に使用できる。

※建設時の自己資金額÷建設時の取得価額(小数点第4位四捨五入)

控除対象財産②「再取得に必要な財産」

「再取得に必要な財産」

A【将来の建替に必要な費用】＋
B【建替までの間の大規模修繕に必要な費用】＋
C【設備・車両等の更新に必要な費用】

B【建替までの間の大規模修繕に必要な費用】

(現在の建物に係る減価償却累計額〇円 × 一般的な大規模修繕費用割合20%) - 過去の修繕額〇円

- ・上記計算は、独立した建物単位ごとに行う。
- ・一般的な大規模修繕費用割合20%は未確定
- ・「過去の修繕額」は過去の大規模修繕実績額を使用する。
※大規模修繕大規模修繕実績額が不明な場合は、次の計算式による。
建物に係る減価償却累計額 × 別に定める割合 × {建物に係る貸借対照表価額 ÷ (建物に貸借対照表価額 + 建物に係る減価償却累計額)}

控除対象財産②「再取得に必要な財産」

「再取得に必要な財産」

A【将来の建替に必要な費用】＋
B【建替までの間の大規模修繕に必要な費用】＋
C【**設備・車両等の更新に必要な費用**】

C【設備・車両等の更新に必要な費用】

(上記A・Bで特定した建物以外の)減価償却の対象となる固定資産(10万円以上)に係る減価償却累計額の合計額

※上記A、B、Cの計算を含めて、「財務諸表等電子開示システム」に組み込まれた「社会福祉充実残額算定シート」の活用により、事務処理の簡素化が図られる予定

控除対象財産③「必要な運転資金」

「必要な運転資金」

法人全体の資金収支計算書における「事業活動支出計」÷12×3

■賞与の支払いや、突発的な建物の補修工事等の緊急的な支出等に備えるための最低限の手元流動資金として、「年間事業活動支出の3月分」相当額を控除する。

■現に社会福祉事業等の用に供している土地・建物が、賃貸や無償貸与などにより自己所有をしていない場合(建物付属設備相当額を除き、貸借対照表に固定資産の土地・建物の計上額がない場合)、事業活動支出の1年分を控除することができる。

■社会福祉事業等の用に供している土地・建物を所有していない、又は土地・建物の価額が著しく低い場合(※)、控除対象財産(①+②+③)に代えて、年間事業活動支出全額を「控除対象財産」とすることができる(12月14日更新)。

※ 法人全体の年間事業活動支出 > 控除対象財産①社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等 + ②再取得に必要な財産

社会福祉充実財産の算定例－前提条件

- ① 事業用不動産等については、財産目録上の個別財産の内容が不明であるため、貸借対照表の科目から判断。
- ② 建替に必要な財産は、基本財産における建物に係る減価償却累計額（計算書類の注記）を使用。
- ③ 建設費等の上昇率については、建物建設から20年経過しているものと仮定し、当該経過年数に応じた建設工事費デフレーター1.07%を活用。
- ④ 一般的自己資金比率については、15%と仮定。
- ⑤ 大規模修繕費用割合については、20%とするとともに、大規模修繕は未実施と仮定。

社会福祉充実財産の算定例－保育所1箇所を運営する法人

○ 保育所1箇所を運営している法人の例

【法人全体の貸借対照表】

資産の部		負債の部	
科目	当年度末	科目	当年度末
流動資産	0.2億円	流動負債	0.2億円
現金預金	0.2億円	事業未払金	0.1億円
		1年以内返済予定設備資金借入金	0.1億円
固定資産	2.8億円	固定負債	0.8億円
基本財産	2.0億円	設備資金借入金	0.7億円
建物	2.0億円	退職給付引当金	0.1億円
その他の固定資産	0.8億円		
構築物	0.1億円		
機械及び装置	0.1億円		
器具及び備品	0.1億円	負債の部合計	1.0億円
退職給付引当資産	0.1億円	純資産の部	
積立資産	0.4億円	基本金	0.2億円
		国庫補助金等特別積立金	1.0億円
		その他の積立金	0.4億円
		次期繰越活動増減差額	0.3億円
		純資産の部合計	1.9億円
資産の部合計	3億円	負債及び純資産の部合計	2.9億円

【活用可能な財産の算定】

「資産の部合計」3億円－「負債の部合計」1億円－「基本金」0.2億円－「国庫補助金等特別積立金」1億円
 = 0.8億円



【社会福祉充実財産の算定結果】

【活用可能な財産】0.8億円
 － 【事業用不動産等】0.3億円
 － 【再生産に必要な財産】0.2億円
 － 【必要な運転資金】0.2億円
 = 0.1億円 (⇒ 社会福祉充実財産あり。)

社会福祉充実財産の算定例－保育所1箇所を運営する法人

【事業用不動産等】

【貸借対照表より抜粋】

	簿価	減価償却累計額
基本財産		
建物	2億円	0.5億円
その他の固定資産		
構築物	0.1億円	0億円
機械及び装置	0.1億円	0億円
器具及び備品	0.1億円	0億円
その他の固定資産合計	0.3億円	0億円

※ 制度改正後は財産目録で判断。

「土地（基本財産）」0億円＋「建物（基本財産）」2億円＋その他の固定資産0.3億円－基本金0.2億円－国庫補助金等特別積立金1億円－対応負債0.8億円＝ **0.3億円**

※ 対応負債

- ① 1年以内返済予定設備資金借入金 0.1億円
- ② 設備資金借入金 0.7億円
- ③ 1年以内返済予定リース債務 0億円
- ④ リース債務 0億円

①＋②＋③＋④ ＝ **0.8億円**

【再生産に必要な財産】

【計算書類に係る注記より抜粋】

	簿価	減価償却累計額
基本財産		
建物	2億円	0.5億円
その他の固定資産		
構築物	0.1億円	0億円
機械及び装置	0.1億円	0億円
器具及び備品	0.1億円	0億円
その他の固定資産合計	0.3億円	0億円

※ 制度改正後は財産目録で判断。

(①建物の建替費用)
「減価償却累計額」0.5億円×建設単価等上昇率1.07×一般的自己資金比率15% ＝ 0.1億円

(②大規模修繕費用)
0.5億円×大規模修繕費割合0.2 ＝ 0.1億円

(③その他固定資産の再取得費用)
0億円

①＋②＋③ ＝ **0.2億円**

【必要な運転資金】

【資金収支計算書】

勘定科目		決算額
事業収入	保育事業収入	1億円
	その他の収入	0.1億円
事業活動収入計		1.1億円
事業活動による支出	人件費支出	0.7億円
	事業費支出	0.1億円
	事務費支出	0.1億円
事業活動支出計		0.9億円
事業活動資金収支差額計		0.2億円
施設設備等資金収支差額計		▲0.1億円
その他の活動収支差額計		0億円
当期資金収支差額合計		0.1億円

(年間事業活動支出の3月分)
0.9億円÷12月×3 ＝ **0.2億円**

社会福祉充実財産の算定後

■社会福祉充実財産がある場合は、社会福祉充実計画を作成し、これに従って事業を実施しなければならない。

計画を作成しないことができる場合

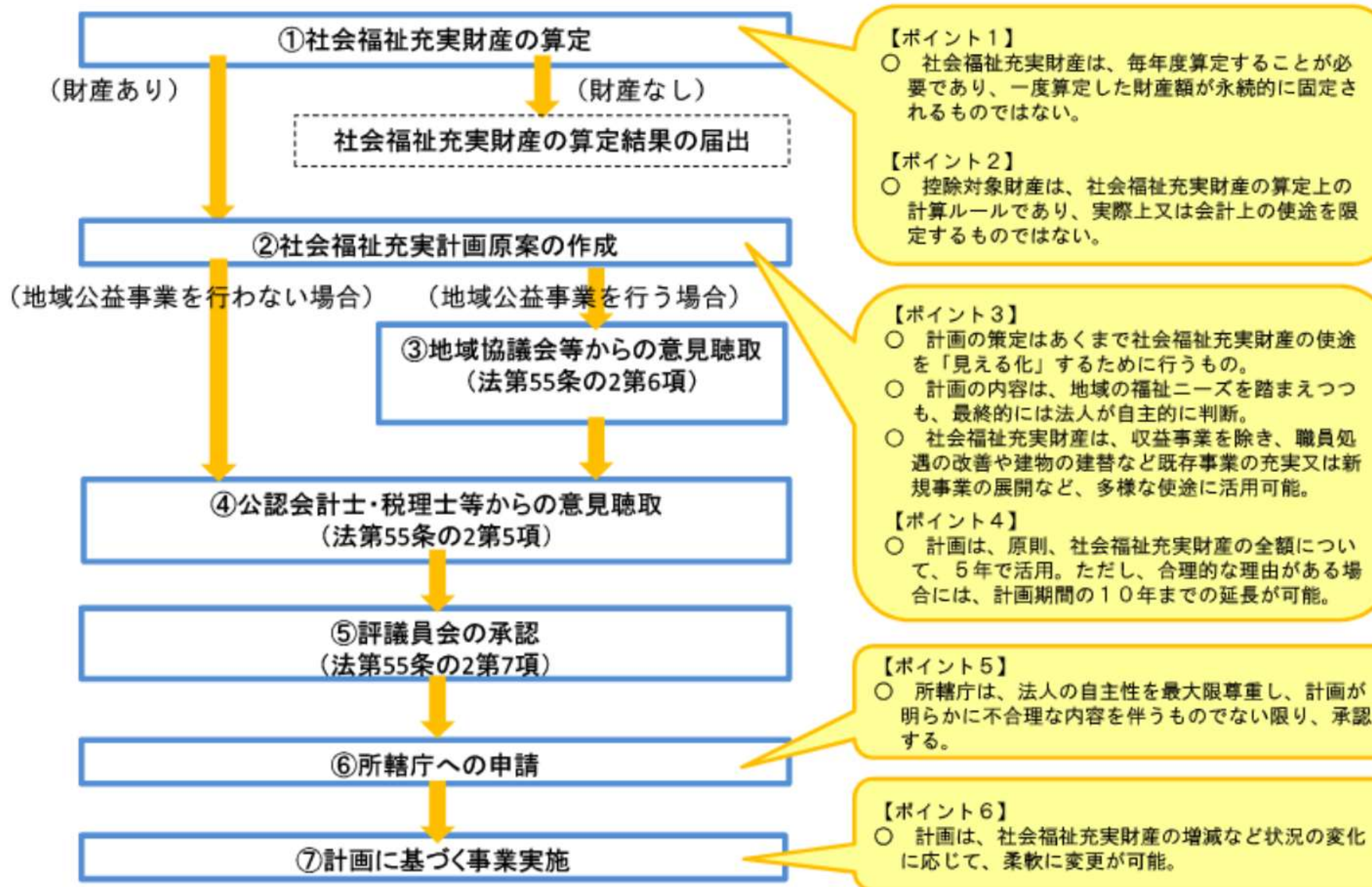
- ①前年度以前に承認された社会福祉充実計画の実施期間中
- ②社会福祉充実財産の算定結果が1万円未満の場合
⇒ 最終的に1万円未満の端数は切り捨てられ、0円となる。
- ③充実計画の策定に係る費用が社会福祉充実財産を上回ることが明らかなる場合
⇒ 公認会計士・税理士による確認に係る費用など

■充実財産が発生しない場合は、計算結果を所轄庁に届け出る。

■計算過程に関する書類は毎会計年度初日から10年間保存する。

※社会福祉充実計画を作成した場合は、事業実施期間満了時から10年間

「社会福祉充実財産」の算定及び「社会福祉充実計画」のポイント



7. 社会福祉充実計画について



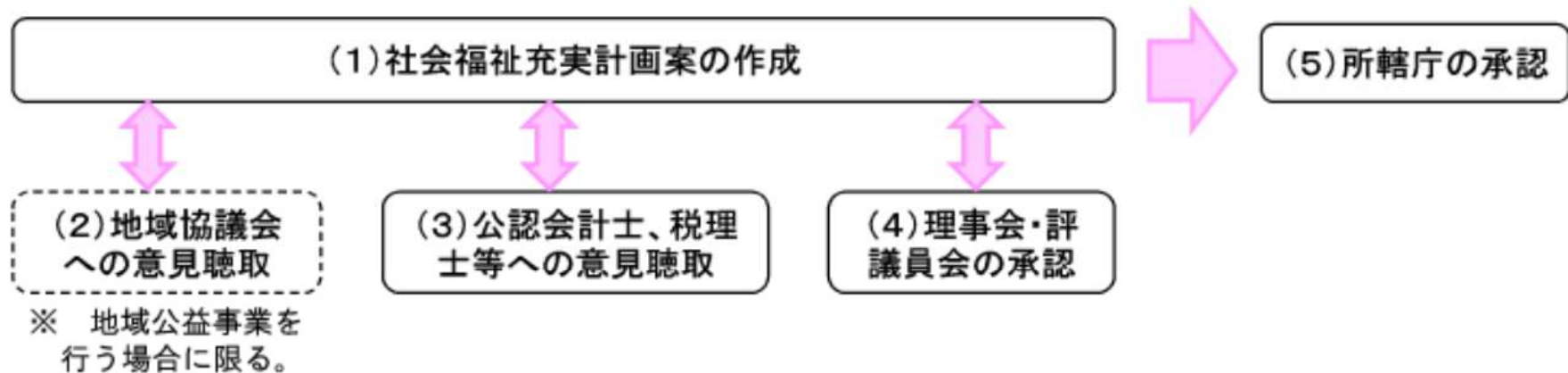
社会福祉充実計画の概要

- 社会福祉充実計画については、社会福祉充実財産が生じる場合に、法人が当該財産の再投下を進めていく上で、地域住民等に対し、その用途を「見える化」するとともに、地域のニーズ等を踏まえた計画的な再投下を促す観点から、策定するもの。

事項	社会福祉充実計画のポイント
計画の記載内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 法人の基本情報 ② 社会福祉充実残額の推移 ③ 各年度における事業概要及び事業費 ④ 資金計画 ⑤ 事業の詳細 等
計画の実施期間等	<p>原則5年で社会福祉充実財産の全額を再投下。 これにより難しい合理的な理由がある場合は、計画の実施期間を10年まで延長可。 また、実施期間の範囲で、事業の開始時期や終了時期、事業費は法人が任意に設定。</p>
計画に位置付けるべき事業の種類	<p>以下の順に、その実施を検討し、実施する事業の概要、事業費積算等を記載。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業） ② 地域公益事業（日常生活又は社会生活上の支援を必要とする住民に対し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供する事業） ③ ①及び②以外の公益事業
計画の公表	<p>計画を策定し、所轄庁に承認を受けた場合等には、法人のホームページ等において公表。 また、当該計画による事業の実績についても、毎年度公表に努める。</p>

社会福祉充実計画の作成手続

■社会福祉充実計画の策定は以下の手続を経る必要がある。



- ・計画策定の一連の作業は、毎会計年度、決算の時期に併せて行う。
- ・地域協議会への意見聴取は、地域公益事業を行う場合のみ必要
- ・公認会計士、税理士等への意見聴取は、監事監査の終了後とするなど、決算が明確となった段階で行う。

社会福祉充実計画の実施期間

- 計画は、原則として、5年間以内の範囲で、社会福祉充実財産(残額)の全額について作成する。

例外1 計画実施期間

次のような合理的な理由がある場合には、その理由を計画上に明記した上で、計画期間を最長10年間まで延長することができる。

- ①社会福祉充実残額の規模からして、5年間以内に費消することが合理的ではない場合
- ②5年経過後に、事業拡大や既存建物の建替を行うなど、社会福祉充実残額の用途につき、明確な事業計画が定まっている場合 等

例外2 充当額

社会福祉充実残額の全額を計画期間内に活用することが困難であることに合理的な理由がある場合(例えば、建物の建替を行った直後であって、最長10年間の計画期間では社会福祉充実財産を有効に活用できない場合など)には、当該理由を計画に記載した上で、例外的に、社会福祉充実財産の全額ではなく、その一定割合の活用を内容とする計画を策定することができる。

※漫然と充実残額の一部を社会福祉充実計画に充当せず、又は事業実施期間を延長することは認められない。

- 計画の実施期間の範囲で、事業の開始時期や終期、各年度ごとの事業費は、法人が任意に設定することができる。

社会福祉充実計画の記載事項

■ **記載要領・記載例**を参考に、計画には以下の事項を記載

法律事項（第55条の2第3項）	省令事項
<ul style="list-style-type: none"> ① 既存事業の充実又は新規事業の規模及び内容 ② 事業区域 ③ 社会福祉充実事業の事業費 ④ 社会福祉充実財産の規模 ⑤ 計画の実施期間 ⑥ <u>その他厚生労働省令で定める事項</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ① 法人名、法人の所在地、連絡先等の基本情報 ② 社会福祉充実財産の用途に関する検討結果 ③ 資金計画 ④ 事業費積算（概算） ⑤ 地域協議会等の意見とその反映状況 等

(別紙 1 - 参考②)

平成 29 年度～平成 33 年度 社会福祉法人社会・援護会 社会福祉充実計画 (記載例)

1. 基本的事項

法人名	社会福祉法人社会・援護会		法人番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3				
法人代表者氏名	福祉 太郎							
法人の主たる所在地	東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2							
連絡先	0 3 - 3 5 9 5 - 2 6 1 6							
地域住民その他の関係者への意見聴取年月日	平成 29 年 6 月 10 日							
公認会計士、税理士等の意見聴取年月日	平成 29 年 6 月 13 日							
評議員会の承認年月日	平成 29 年 6 月 29 日							
会計年度別の社会福祉充実残額の推移 (単位：千円)	残額総額 (平成 28 年度末現在)	1 か年度目 (平成 29 年度末現在)	2 か年度目 (平成 30 年度末現在)	3 か年度目 (平成 31 年度末現在)	4 か年度目 (平成 32 年度末現在)	5 か年度目 (平成 33 年度末現在)	合計	社会福祉充実事業未充当額
	100,000 千円	76,000 千円	57,000 千円	38,000 千円	19,000 千円	0 千円		0 千円
うち社会福祉充実事業費 (単位：千円)		▲24,000 千円	▲19,000 千円	▲19,000 千円	▲19,000 千円	▲19,000 千円	▲100,000 千円	
本計画の対象期間	平成 29 年 8 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日							

2. 事業計画

実施 時期	事業名	事業種別	既存・新 規の別	事業概要	施設整備 の有無	事業費
1か年 度目	職員育成事業	社会福祉 事業	既存	当法人の職員の資質向上を図るため、全国団体が実施する研修の受講費用を補助する。	無	5,000 千円
	単身高齢者のくらしの安心確保事業	地域公益 事業	新規	当法人の訪問介護員が要介護認定を受けていない単身高齢者宅を週に2回訪問し、社協等と連携しながら、日常生活上の見守りや相談支援、生活援助を行う。	無	19,000 千円
	小計					24,000 千円
2か年 度目	職員育成事業	社会福祉 事業	既存	当法人の職員の資質向上を図るため、全国団体が実施する研修の受講費用を補助する。	無	5,000 千円
	単身高齢者のくらしの安心確保事業	地域公益 事業	新規	当法人の訪問介護員が要介護認定を受けていない単身高齢者宅を週に2回訪問し、社協等と連携しながら、日常生活上の見守りや相談支援、生活援助を行う。	無	14,000 千円
	小計					19,000 千円

3か年度目	職員育成事業	社会福祉事業	既存	当法人の職員の資質向上を図るため、全国団体が実施する研修の受講費用を補助する。	無	5,000 千円
	単身高齢者のくらしの安心確保事業	地域公益事業	新規	当法人の訪問介護員が要介護認定を受けていない単身高齢者宅を週に2回訪問し、社協等と連携しながら、日常生活上の見守りや相談支援、生活援助を行う。	無	14,000 千円
	小計					
4か年度目	職員育成事業	社会福祉事業	既存	当法人の職員の資質向上を図るため、全国団体が実施する研修の受講費用を補助する。	無	5,000 千円
	単身高齢者のくらしの安心確保事業	地域公益事業	新規	当法人の訪問介護員が要介護認定を受けていない単身高齢者宅を週に2回訪問し、社協等と連携しながら、日常生活上の見守りや相談支援、生活援助を行う。	無	14,000 千円
	小計					
5か年度目	職員育成事業	社会福祉事業	既存	当法人の職員の資質向上を図るため、全国団体が実施する研修の受講費用を補助する。	無	5,000 千円
	単身高齢者のくらしの安心確保事業	地域公益事業	新規	当法人の訪問介護員が要介護認定を受けていない単身高齢者宅を週に2回訪問し、社協等と連携しながら、日常生活上の見守りや相談支援、生活援助を行う。	無	14,000 千円
	小計					
合計						100,000 千円

3. 社会福祉充実残額の使途に関する検討結果

検討順	検討結果
① 社会福祉事業及び公益事業（小規模事業）	重度利用者の増加を踏まえ、職員の資質向上を図る必要性があるため、職員の資格取得を支援する取組を行うこととした。
② 地域公益事業	当法人が行う地域包括支援センターなどに寄せられる住民の意見の中で、孤立死防止の観点から、日常生活上の見守りや生活支援に対するニーズが強かったため、こうした支援を行う取組を行うこととした。
③ ①及び②以外の公益事業	①及び②の取組を実施する結果、残額は生じないため、実施はしない。

4. 資金計画

事業名	事業費内訳	1か年度目	2か年度目	3か年度目	4か年度目	5か年度目	合計	
職員育成事業	計画の実施期間における事業費合計	5,000千円	5,000千円	5,000千円	5,000千円	5,000千円	25,000千円	
	財源構成	社会福祉充実残額	5,000千円	5,000千円	5,000千円	5,000千円	5,000千円	25,000千円
		補助金						
		借入金						
		事業収益						
		その他						

5. 事業の詳細

事業名	職員育成事業	
主な対象者	当法人に在籍5年以上の職員	
想定される対象者数	50人	
事業の実施地域	-	
事業の実施時期	平成29年8月1日～平成34年3月31日	
事業内容	当法人の職員の資質向上を図るため、全国団体が実施する研修の受講費用を補助する。	
事業の実施スケジュール	1か年度目	職員10人を対象に費用助成を実施。
	2か年度目	職員10人を対象に費用助成を実施。
	3か年度目	職員10人を対象に費用助成を実施。
	4か年度目	職員10人を対象に費用助成を実施。
	5か年度目	職員10人を対象に費用助成を実施。
事業費積算 (概算)	50万円×職員10人(単年度)×5か年=2,500万円	
	合計	25,000千円(うち社会福祉充実残額充当額25,000千円)
地域協議会等の意見と その反映状況	-	

6. 社会福祉充実残額の全額を活用しない又は計画の実施期間が5か年度を超える理由

--

社会福祉充実計画の取組例

<p>第1順位</p> <p>社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉事業に従事する職員に対する給与等の増額、一時金の支給 ・ 社会福祉事業に従事する職員の資質向上のための研修費用の支給 ・ サービスの質の向上のための新たな人材の雇入れ ・ 既存社会福祉事業の定員等の拡充に伴う人材の雇入れ、施設・設備整備 ・ 新規事業所開設に伴う人材の雇入れ、施設・設備整備 ・ 低所得者に対する低廉な住居の供給 ・ 低所得利用者に対する利用料の減免 等
<p>第2順位</p> <p>地域公益事業（日常生活又は社会生活上の支援を必要とする住民に対し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供する事業）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様々なニーズに対応した分野横断的かつ包括的なワンストップ相談支援拠点の設置 ・ 現時点では自立している単身高齢者に対する見守り等その孤立死防止のための事業 ・ 公的サービスの利用ができない者に対するゴミ出しや買い物等の軽度日常生活支援 ・ 高齢者や障害者、子ども、地域住民等の共生の場づくり ・ 緊急一時的に支援が必要な者に対する宿所や食料の提供、資金の貸付け ・ 貧困家庭の子どもに対する奨学金の貸与と、自立に向けた継続的な相談支援 ・ 仕事と介護や子育ての両立に向けた支援 ・ 地域課題を踏まえた障害者等の職場づくり ・ 中山間地域等における移動困難者に対する移送支援 ・ 高齢者や障害者等に対する権利擁護支援 ・ 災害時要援護者に対する支援体制の構築 等
<p>第3順位</p> <p>公益事業（第1順位、第2順位に含まれるものを除く。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公益事業に従事する職員に対する給与等の増額、一時金の支給 ・ 公益事業に従事する職員の資質向上のための研修費用の支給 ・ サービスの質の向上のための新たな人材の雇入れ ・ 既存公益事業の定員等の拡充に伴う人材の雇入れ、施設・設備整備 ・ 新規事業所開設に伴う人材の雇入れ、施設・設備整備 等

※事業の規模及び内容の検討は上記の順に行わなければならない。

「社会福祉充実財産」等を活用して職員処遇の改善を行う場合に 参考となる賃金水準について

- 今後の少子高齢化の一層の進行を踏まえれば、福祉・介護人材の確保を着実に進めていく必要があるが、そのためには、現に福祉・介護分野で働く職員の処遇を改善し、これらの者が将来に希望を持って、福祉・介護の仕事を継続できるようにしていくことが重要。
- このための一つの方策として、今般の改正社会福祉法による「社会福祉充実財産」を活用し、職員処遇の改善の取組を進めていくことが考えられる。
- その際、改正社会福祉法の成立に当たっては、以下の附帯決議がなされていることから、別添のとおり、各都道府県別の賃金水準をお示しするので、所轄庁におかれては、社会福祉法人に対して、これらの賃金水準を踏まえた職員処遇の改善の重要性について理解が促されるよう、周知をお願いしたい。

【平成27年7月衆議院厚生労働委員会社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）】

二 いわゆる内部留保の一部とされる「社会福祉充実残額」を保有する社会福祉法人が、社会福祉充実計画を作成するに当たっては、他産業の民間企業の従業員の賃金等の水準を踏まえ、社会福祉事業を担う人材の適切な処遇の確保に配慮することの重要性の周知を徹底すること。

【平成28年3月参議院厚生労働委員会社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）】

三（前略）また、政府統計等により把握される他産業の民間企業の従業員の賃金等の水準を所轄庁から所管法人に示すよう要請することにより、「社会福祉充実残額」を保有する社会福祉法人が社会福祉充実計画を作成するに当たって、当該賃金等の水準を斟酌した上で、社会福祉事業を担う人材の適切な処遇が確保されていることを確認することの重要性の周知を徹底すること。

社会福祉充実計画の策定に当たっての関係者への意見聴取内容について（案）

社会福祉充実計画の策定に当たって行われる関係者への意見聴取については、社会福祉法人の経営の自主性が十分に尊重されるようにするとともに、その経営判断を阻害しないよう、以下の内容について行う。

1. 公認会計士、税理士等への意見聴取内容

【社会福祉充実財産について】

- 社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等の額と財産目録の照合
- 再生産に必要な財産の再計算
- 必要な運転資金の再計算
- 社会福祉充実財産の再計算

【事業費】

- 事業費とその積算の照合

※確認書(案)のイメージについては次頁参照

2. 地域協議会への意見聴取内容(例) (地域公益事業を行う場合に限る。)

- 地域の福祉課題
- 地域に求められる福祉サービスの内容
- 自ら取り組もうとしている地域公益事業に対する意見
- 関係機関との連携 等

(別紙2 一様式例)

手 続 実 施 結 果 報 告 書

平成 年 月 日

社会福祉法人 ○○

理事長 ○○○○ 殿

確認者の名称 印

私は、社会福祉法人○○○（以下「法人」という。）からの依頼に基づき、「平成○年度～平成○年度社会福祉法人○○○ 社会福祉充実計画」（以下「社会福祉充実計画」という。）の承認申請に関連して、社会福祉法第55条の2第5項により、以下の手続を実施した。

1. 手続の目的

私は、「社会福祉充実計画」に関して、本報告書の利用者が手続実施結果を以下の目的で利用することを想定し、「実施した手続」に記載された手続を実施した。

① 「社会福祉充実計画」における社会福祉充実残額が「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」（以下「事務処理基準」という。）に照らして算出されているかどうかについて確かめること。

② 「社会福祉充実計画」における事業費が、「社会福祉充実計画」において整合しているかどうかについて確かめること。

2. 実施した手続

① 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等に係る控除の有無の判定と事務処理基準を照合する。

② 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等について事務処理基準に従って再計算を行う。